

紀美野町第1回定例会会議録

令和7年3月5日（水曜日）

○議事日程（第2号）

令和7年3月5日（水）午前9時00分開議

第 1 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	徳 田 拓 嗣
3 番	桐 山 尚 己
4 番	藤 井 基 彰
5 番	上 柏 皖 亮
6 番	埴 谷 高 夫
7 番	七良浴 光
8 番	北 道 勝 彦
9 番	向井中 洋 二
10 番	伊 都 堅 仁
11 番	美 濃 良 和
12 番	美 野 勝 男

○欠席議員

2 番 中 原 和 也

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
-----	-----

町	長	小	川	裕	康
副	町	長	細	峪	康
教	育	長	東	中	啓
総	務	課	長	曲	里
企	画	管	財	課	長
住	民	課	長	森	谷
税	務	課	長	調	月
保	健	福	祉	課	長
子	育	て	推	進	課
産	業	課	長	吉	見
建	設	課	長	中	前
ま	ち	づ	く	り	課
水	道	課	長	長	生
美	里	支	所	長	(米 田 和 弘)
消	防	長	家	本	宏
会	計	管	理	者	太
教	育	次	長	東	浦
代	表	監	査	委	員
農	業	委	員	会	事
務	局	長	(吉	見	將 人)

○欠席したもの

農業委員会会長 宮 西 幸 次

○出席事務局職員

事	務	局	長	井	戸	向	朋	紀
事	務	局	書	記	西	本	貴	哉

開 議

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

中原議員から欠席届が出ていますので報告します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（美野勝男） 日程第1、一般質問を行います。

本日は、一般質問の通告において質問の相手が農業委員会会長とありますが、代わって委任を受けた農業委員会事務局長が答弁することになりますので、あらかじめ御了承願います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言願います。

なお、議長の許可を得て通告項目の順を変更することができます。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は7人でしたが、本日、中原議員から取り下げる旨、連絡があったことから、6人となりましたので報告します。

本日は5人の登壇を予定しています。

それでは、順番に発言を許します。

5番、上柏皖亮議員。

（5番 上柏皖亮 登壇）

○5番（上柏皖亮） それでは皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは、町長の描くこれからの紀美野町の姿について一般質問させていただきます。

小川町長は令和3年9月に紀美野町の2代目の町長として就任され、「町民のみなさんとともに」をスローガンに上げ、紀美野町発展のため、日夜東奔西走され、様々な懸案事業を次々に着手され、実現されてきました。このため、こどもから高齢者の方まで活躍できる元気な町紀美野町として、その行政手腕は高く評価されています。中でも、

令和４年３月には、小川町長はこども子育て応援宣言をされ、切れ目ない子育て支援にさらに充実する事業を数多く展開してこられました。保護者の方々には大いに喜ばれているところであります。

近隣市と共に運営されている五色台聖苑、広域ごみ処理場、し尿処理場、病院や看護施設は、町民の日々の生活に欠かすことのできない施設であり、生活基盤の安定していることは、町民にとって大変喜ばしいことであります。加えて、私たちの生命と財産を守る消防庁舎の新築工事、大切な飲み水をつくる下佐々浄水場更新事業、町内小中学校の給食調理場の新築工事も順調に進み、完成が近いと聞いて、大変うれしく思っている次第でございます。

また、紀美野町の発展に欠かすことのできない道路整備も順調に進められてこられました。特に、紀美野町の大動脈である国道３７０号は大工事であった橋梁工事とトンネル工事も完成し、東西間の往来がとても便利になりました。また、自伐型林業の推進、棚田地域の振興、きみの地域づくり学校の開設、海南高校女子野球部設立など、特色のある事業にも積極的に取り組まれています。

このように、４年足らずの間に紀美野町は小川町長の行政手腕により、活気ある、魅力ある町へ前進してまいりました。

しかしながら、当町を取り巻く環境は厳しいものがあります。基幹産業である農業の鳥獣害対策や後継者不足、物価高騰対策、少子高齢化対策、外出支援対策など課題が山積している現状です。伝え聞くところによりますと、早々に町内の団体から出馬要請が町長の元に届けられていると伺っております。このことは、小川町長への厚い信頼の証であり、町長の誠実さ、そして豊富な経験と知識とを合わせた行政手腕のたまものと思います。

そこで、小川町長にお聞きします。町長が描くこれからの紀美野町の姿はどのようなものですか。また、町民の熱い期待に応えるため、２期目の町政を担当する御意志があるのかお伺い申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

（５番 上柏皖亮 降壇）

○議長（美野勝男） それでは、上柏皖亮議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長（小川裕康） 皆さん、おはようございます。

それでは、上柏議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま、議員から身に余るお褒めの言葉をいただき、身の引き締まる思いをいたしております。忘れもしない4年前、令和3年8月2日の早朝、寺本前町長の突然の訃報に接し、目の前が真っ暗になり、これからの紀美野町はどうなるんだろうという思いが頭をよぎりました。紀美野町で生まれ、紀美野町で育ててもらった私は、この町が大好きで、この町が少しでも元気に、そして町民が幸せに暮らせる町になればとの思いは副町長時代から強く持っておりました。そうした中で、多くの町民の方々から強く背中を押され、町長選挙に立候補する決意をいたしました。そして無投票当選という栄をいただき、私は町長としての第一歩を踏み出し、今日まで無我夢中で町政に取り組んでまいりました。

私は「町民のみなさんとともに」をスローガンに掲げています。そして町民の皆さんが笑顔で、活気のあるまちづくりを目指してまいりました。令和3年はコロナ禍の真ただ中で、3密は駄目、全てのイベントや地域の伝統行事などが中止という状況でありました。コロナ禍で町民の皆さんの生活や事業所の方々の事業継続が大変厳しい状況の中で、議員の皆さんの御協力をいただき、コロナ交付金を活用して町民の生活を応援する施策や事業所支援に資する施策を実施してまいりました。商工会の強力な支援を受け、事業者の皆さん方は必死で頑張り、事業を継続してこられたことに敬意を表します。

また、そのような中で、特に力を入れたのは県下一の子育て支援の町にであります。令和4年の3月議会で、こども子育て応援宣言をし、全庁的な組織の子育て推進本部で支援に資する施策を検討に検討を重ね、令和5年度から施策を進めてまいりました。町の宝物であるこどもたちに元気で健やかに育ってもらいたい、また、紀美野でこどもを産みたい、紀美野でこどもを育てたいと多くの方々に思ってもらいたいとの考えからです。保護者の方々からは本当にうれしいという、そうした声をいただいているところであります。

また、コロナ禍で取り組んでまいりました下佐々浄水場の更新事業や消防庁舎の移転新築事業がほぼ完成し、竣工式を挙行できる運びとなっていることは大変うれしいことであります。

また、町の大動脈である国道370号改良事業は令和4年の12月に国吉毛原トンネ

ルが、令和5年の3月に大角三尾川大橋がそれぞれ供用開始され、残すところ、あと少しのところまで来ています。地域の皆様方には大変喜んでいただき、また町外から観光などで紀美野町へ来られる方々からは大きな称賛をいただいております。

さらに、生石高原へのアクセス道路でもある県道野上清水線は札立峠から工事区間2.6キロメートルがあと少しで完成のところまで進んでいます。なお、この工事に続き小川宮までの残りの区間の改良工事については一昨年、岸本県知事や国土交通省へ要望書を提出してまいりました。

また、町は議員の皆さん方と共に災害に強い町づくりを目指してまいりました。そうした中で、令和5年1月に記録的な大雪が、また6月2日には線状降水帯によるこれまでに経験したことのない豪雨が紀美野町を襲い、町は大きな被害を受けました。3時間の雨量は140ミリを超えていました。

1月の大雪で国吉地区、長谷毛原地区は50センチの積雪となり、住民生活に大きな支障が出ると判断し、町道の除雪を業者をお願いいたしました。

また、6月2日の豪雨でお一人の方の行方がいまだに分かっていないことは、本当に痛恨の極みであります。私はその翌日から床上浸水など、被害の大きかった方々のお見舞いに回らせていただき、家財道具などを処分するときは、役場でお手伝いさせていただくことをお伝えしてまいりました。被害報告が800件を超える大災害で令和5年度、6年度に続き令和7年度予算へも災害復旧事業予算を計上しております。被災された方々の頑張りと、800名を超えるボランティアの皆さんのお力添え、そして議員の皆さん方の御理解により、この大災害を乗り越えることができたものと感謝いたしております。また、役場職員は全職員が一丸となって毎日毎日休みなく、夜遅くまで頑張ってくれました。本当にありがたいことでした。

さて、私が描く紀美野町の姿であります。紀美野町は大変魅力があり、ポテンシャルの高い町です。新しいお店も続々とオープンし、町内外、県外からも多くのお客さんが町内のお店へ足を運んでくれています。

自然が豊かで、おいしい空気、おいしい水、そして町民の皆さんが親切で温かいので、紀美野町へ移住を決めたと移住・定住された方々がおっしゃっています。また、中田の棚田再生事業や令和5年度から始めた地域づくり学校では多くの関係人口が生まれています。地域づくり学校の生徒で東京からの御夫婦の方が退職と同時に紀美野町へ移住され、さらにお店を創業する準備も進められているということも聞いております。

紀美野町の人口減少を少しでも緩やかにするために、私は関係人口づくり、交流人口づくりは大いに効果があると考えています。関係人口から移住・定住につながっていくことがあるからです。

また、町が応援している各地域での町おこし事業やイベントへ県内外から多くの方が来てくださっています。そこでは人と人との交流が生まれ、交流人口や関係人口が広がっております。

また、町は地域おこし協力隊の受入れも積極的に進めております。各種のミッションにこれまで24人の隊員を受け入れてきました。卒隊後の定着率は70%を超え、県下一であります。令和4年度から進めている自伐型林業には現在4人の地域おこし協力隊員がおり、卒隊後の生業づくりに応援をしていきたいとも考えております。

このような取組をしながら、もっともっと紀美野町の魅力を発信し、豊かな自然を活用して観光者数を伸ばしていきたい。また、県下の音楽ホールであるみさとホールを活用し、音楽でもまちづくりをしてまいりたい。さらに、現在進めているスポーツ公園リニューアル事業が完成すれば、町の皆さんをはじめ、県内外からの多くの利用客が見込まれ、新しいにぎわいが創出されます。スポーツを通じて交流人口、関係人口づくりが展開されることと確信をいたしております。

町として課題は山積しておりますが、紀美野町の魅力を再発見し、紀美野町が小さいながらも県下一元気で、にぎやかな町となり、町民の皆さんが安全で安心して幸せに暮らせるまちづくりに議員の皆さんと共に邁進してまいりたい。そして、町民の皆さんに寄り添い、きめ細かな行政を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

(町長 小川裕康 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

5番、上柏皖亮議員。

○5番（上柏皖亮） ただいま町長から大変心強い出馬決意をいただきましてありがとうございます。

これからは大変体に十分気をつけて頑張りたいと思います。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（美野勝男） 以上で上柏皖亮議員の質問を終了いたします。

続いて、１１番、美濃良和議員。

（１１番 美濃良和 登壇）

○１１番（美濃良和） おはようございます。

それでは議長さんのお許しを得まして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、クビアカツヤカミキリの対策についてお聞きしたいと思います。

ここ最近よく聞くようになったクビアカツヤカミキリ、外国から入ってきたこの虫は天敵がないということもあるでしょうけれども、猛威を振るい始めているようであります。数年前から和歌山県にも入ってくるということが言われ、情報の提供を求めて、テレビ等で報道されていきました。幸い、現在は紀美野町において被害が出ていないようでありますけれども、この虫が好む梅、梨などを栽培している紀美野町でありまして、さらに桜を奨励して町内のあちこちに植えられてきております。このバラ科であります桜というのも大きな問題ではないかというふうに思いますけれども、最近、橋本の桃農家の方にお聞きしたんですけれども、この虫が入ってくると、もう守るという、防ぐということが大変なようで、もうこの虫がついた桃の木ですね、これを、この農家の方ですので、桃農家の方でございましてけれども、切って焼くより仕方ないと、こういうふうなことを言われております。１匹の虫が１，０００個の卵を産むということでもありますから、それも納得できますが、こういうことになってまいりますと、この紀美野町にとっても大変であります。被害の出る前に対策を講じておくと、その検討をしておく必要があるかというふうに考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

次に、政府の米対策についてお聞きしたいと思います。

昨年の夏、商店の店頭から米が消えたと、そういうことで大変な騒ぎになりました。今までの政府の減反政策のツケが一気に出たようなことでありますけれども、これがさらにこの備蓄米の放出を多く求めて、多くの方々が備蓄米の放出をするように要求しましたけれども、それがなかなか実施されずに、今になってこのことが行われているということで、一体政府はどうなっているのかというふうに、そういう声が出てきています。

この温暖化の被害が大きいようで、作況指数っていうのは、１０１とか１０２というふうに、できていることになっているんですけれども、ところが市場に出回ってくる米は少ない。要するに、市場に出られない米が多いということであるかというふうに思います。そういうようなことでありますけれども、今政府は米がなければ、結局アメリカ

などから買えばいいと。また、今アメリカは大変な、トランプという大統領になっておりますけれども、そういうふうな状況から、それに対する対策というのが非常に遅れています。もう、そういうふうなことから、外国から買うことを前提になっているんでしょうけれども、例えば吉野家なんかも、外国産米を使い始めているようであります。

いつまでも外国に頼っているところも心配でありまして、気候変動は世界的であります。日本だけではありませんから、世界的に食料がだんだんと少なくなっていくことは当然ありますし、世界の人口はどんどん増えていると。そういうようなことから、大変問題が将来的にもあるわけでございます。今年も温暖化の関係で米の減収が危惧されていると、そういうふうな状況にありますけれども、今、国に向けて備蓄米放出の緩和を要請して、昨年のように一番大変な時期が終わってから放出というふうなことになるというふうに思います。町民の皆さん方の食を安心してもらえるという観点から、備蓄米の放出の緩和、住民が求めれば、すぐにできるというふうなことに對して国に要請していかなければならないかというふうに思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

次に、ふれあい公園の活性化に向けた取組についてお聞きしたいと思います。

町は道の駅構想に取り組んでおられます。そこで、私、紀美野町のホームページの道の駅ということで見てまいりますと、それに絡んで出てきてるのが、ふれあい公園を応援する書き込みがありました。結局、紀美野町には道の駅はなくって、紀美野町産の商品を買えないというふうな声があるけれども、そうではないと。ふれあい公園の緑の郷ですか、あの建物の中で産直をやっていると。こういうことから、紀美野町の品物は買えるということになってきております。

紀美野町も特別会計をつくって、ふれあい館やら、またそのパークゴルフというようなことがされております。確かに、これは立派なことであるというふうに思います。大きな公園ですね、駐車料も取らずに。そういうふうなことから、たくさんの方が来れます。例えば、保育所が来たり、あるいは高齢者の方が来られたりというふうなことでされています。また、せっかく紀美野町産の物を売られている産直ですね、そういうふうな施設もあるわけでございます。そういうふうなことで、いま一度、現在ある施設を見直して、この改修するべきところは改修し、またPRするところはPRしながら進めていくことが大事であるかというふうに思います。御見解をお聞きしたいと思います。

次に、神野市場めら池下の太陽光発電についてお聞きしたいと思います。

この地域の人たちにとって心配な問題であるようであります。以前、業者が説明会を持ったわけではありますが、本人、この会社自体が来るんじゃなくて、下請の会社の従業員が来るというふうな状況でありました。それで、ここでいろいろと住民の方々から質問されて、もう一度開くというふうな形で帰ったわけでございますけれども、それを2回目を開かずに、質問があれば文書で書いてこいという、そういうふうなことを言い送ってきたようであります。

そこで、住民の方がこの質問を送ったわけでございますけれども、いまだに回答が来たというふうな話もなければ、当然、本来あるべき2回目の説明会も持っていません。

また、後で埴谷議員のほうからも、現在ある樫河池の太陽光の現状もお話あるかというふうに思いますが、この太陽光の、こういう、よく言う沼田ですね、柔らかいところに立てれば、そこでいろいろ支障があって、今、火が出ていると、そういうふうなことがあるようであります。そういうふうなことから、十分に慎重に、また、この危ないものについては止めるということが必要であるかというふうに思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

最後に、川の生き物の再生についてお聞きしたいと思います。

以前、同僚議員の北道議員から貴志川における魚、オイカワなどのですね、そういうものが少なくなっていることに対して質問がありました。

いろいろと研究されている方にお話聞いたんですけれども、小川の梅本川っていうのは大変植種の多い川であると。実際に学生さんが調べたそうでもありますけれども、たしか600種ぐらいのものがあるというふうに聞いています。ところが、堰がありまして、堰のところで上れずに、そこに来た魚たちが、鵜とかアオサギに食べられているようがあります。魚道を造るなどして、この川の、そういう生き物を再生させていく、もっと増やしていくという、そういうふうな対策が必然であるかというふうに思いますが、御見解をお聞きしたいと思います。

以上、5点についてよろしく願いいたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、美濃良和議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長（吉見将人） それでは、私からは美濃議員の一つ目のクビアカツヤカミキリの対策について、二つ目の政府の米対策について、三つ目のふれあい公園の活性化に向けた取組についての御質問にお答えさせていただきます。

令和6年12月末時点におけるクビアカツヤカミキリの県内の被害状況は、6市7町に広がっておりますが、現在、当町での被害は確認されてございません。

さて、議員御質問のクビアカツヤカミキリの対策についてでございますが、当町では県内でもいち早く、早い段階で対策を講じてございまして、令和2年より農業経営支援事業補助制度のメニューの中に外来生物被害対策としまして、クビアカツヤカミキリを追加してございます。この補助金は被害木の伐採、伐根等に係る費用に対し定額補助するものでございます。

次に、町民の方々への周知でございますが、活動が活発化する夏季のタイミングに合わせ、広報等による啓発を行い、ポスター掲示など早期の発見につながるよう取り組んでございます。これにより、これまで令和2年度以降、これまで3件の情報提供があり、調査行いましたが、クビアカツヤカミキリではございませんでした。今後も、クビアカツヤカミキリの情報提供がございましたら、現地確認を行い、発見された場合は、被害が拡大することのないよう県と協力して対応してまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、クビアカツヤカミキリの対策についての答弁とさせていただきます。

続きまして、美濃議員の2番目の政府の米対策についての御質問にお答えさせていただきます。

総務省の物価統計調査によりますと東京都区部、5キロ当たりのコシヒカリの価格は、令和5年は2,000円台前半を推移していましたが、地震や台風などの影響により、令和6年度夏頃から急上昇し、同年9月には3,000円を超え、今年1月には4,185円に達したようでございます。

さて、美濃議員御質問の、今年も減収が危惧され、国に向けて備蓄米の放出の緩和を要請すべきではないかとの御質問でございますが、農林水産省は令和7年1月31日に備蓄米の放出条件について、これまで不作による供給不足が生じたときや、地震などの緊急時に限っていた条件に、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときを加え、備蓄米放出の指針を緩和してございます。これによりまして、令和7年2月14日に米の価格安定対策としまして、農林水産大臣は、2

1万トンの放出を決め、そして追加放出も辞さないということを表明してございます。
これは、昨日、追加についてまた農林水産大臣が言及してございます。

国におきまして、既に備蓄米放出に係る指針の緩和が図られてございますので、今後米不足や米の流通に支障が生じた場合、備蓄米は適切に放出していただけるものと考えてございます。今後におきましても、適切かつ迅速な流通が図られるよう、県等を通じて、要望してまいりたいと考えてございます。

以上簡単ではございますが、政府の米対策についての御質問の答弁とさせていただきます。

次に、三つ目のふれあい公園の活性化に向けた取組についての御質問にお答えさせていただきます。

ふれあい公園は、平成12年度にオープンしてから25年経過しました。過去最高の入園者数は20万人を超えてございましたが、令和元年度は減少したとはいえ、16万人を集客してございます。しかし、その後のコロナ禍や猛暑の影響により利用者が令和5年度では14万人程度に落ち込んでございます。

さて、御質問の、せっかくのふれあい公園をPRや改修などするべきではないかとの御質問でございますが、これまでふれあい公園のPR活動としまして、パークゴルフを広めるための割引券の発行や、こどもを対象としたホールインワンチャレンジ、昨年度実施した新人キャンプイベント、民間が実施するフリーマーケットやフェスタの開催場所として公園の一部を貸し出してございます。また、町外への周知活動としまして、電車の駅や道の駅、サービスエリア、マリーナシティホテル、金融機関などにパンフレットを設置してございます。また、アウトドアや公園専門誌、新聞への掲載、週刊誌への掲載、ドローン撮影した動画配信やインフルエンサーを活用して公園とキャンプ場を紹介するなど、様々な活動を行ってまいりました。また、それから令和5年度からは中小企業の親睦会等で活用していただけるよう、企業回りも実施してございます。

しかし近年、コロナ禍と猛暑の影響は大きく、集客実績につながっていないのが現状でございます。

今後におきましても、多くの方がふれあい公園に訪れていただけるよう、これまでの取組を分析し、効果の高い取組やPR活動を続けてまいりたいと考えてございます。

次に、公園の改修でございますが、園内施設の多くが老朽化してございまして、令和4年度に遊具を改修しましたが、その後も各施設の設備の老朽化が進み、随時修復対応

をしてございます。しかし、部分改修を重ねても限界がございまして、いずれは大規模な改修が必要になると考えてございます。今後、国・県の補助金や有利な地方債などの財源について調査し、効果的・効率的な運営方式等についても研究し、ふれあい公園を利用する全ての方に喜んでいただけるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、ふれあい公園の活性化に向けた取組についての御質問に対する答弁とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(産業課長 吉見将人 降壇)

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長（森谷克美） おはようございます。

私からは、美濃議員の4番目の質問、神野市場めら池下の太陽光発電についてに対してお答えさせていただきます。

神野市場地区におきまして、再生可能エネルギー発電事業に関する事前協議申請書が昨年9月26日に提出され、事前協議を実施しております。その後、10月11日付で事前協議申請書を受理し、同月29日に住民説明会を開催し、12月4日付で事業計画書が提出されております。

住民説明会で施工業者と住民との顔合わせが行われ、現在は区長と協議を行いながら事業の施工に努められているものと認識しております。

美濃議員御質問の2回目の説明会を開かないことや、文書での質問にまだ回答がないとのことですが、質問を送られた方が返信が遅いと感じるようであれば、区長を通じて施工業者または事業者にお伝えいただければと考えます。

町としましては、事業を進めるに当たり、住民への周知を促し、地域と連携を取りながら事業の実施に努めていただくよう指導しております。

以上、簡単ではございますが、神野市場めら池下太陽光発電についての答弁とさせていただきます。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長（中前貴康） おはようございます。

続きまして、私のほうからは、美濃議員の5番目の川の生き物の再生についてにお答

えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、堰堤は、河川に生息する多種多様な生物の遡上に影響を与えている可能性があると考えられます。魚道の設置は、川の生き物の遡上を助け、生態環境の改善に貢献する手段の一つであると考えられますので、今後は町内の河川の状況などを踏まえ、研究してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） このクビアカツヤカミキリでございますけれども、一応、今答弁いただきましたが、広報等を町内に流したりとか、そういうふうなことでやっているとということであります。

発見っていうのは、一つは成虫が見つかるかどうかというのが一つかというふうに思いますし、また、よくあるところの、虫がこの木の中に入っていると。そうなってくると出てくるふんですね。穴があって、ふんが出ているというふうなところから探したりとかっていうことでありますけれども、そういうことに対して何らかの調査はされているんですか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） それでは、美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

調査につきましては行ってございます。まず、クビアカツヤカミキリにつきましては、非常に和歌山県もその防除に対して力を入れてございまして、農協それから農業者団体、それから町の農産業課において巡回やったときとか、そういったときに確認したりいたしております。

クビアカツヤカミキリのフラス、ふんと木くずっていうのはフラスっていうんですが、独特なフラスが出ておりまして、大体見たときに、ほかのカミキリと違うことが分かるような感じになってございますので、その辺、うちのほうでも見かけたりとか、また農業の方に、また見かけたらすぐ言うてきてよとか、そういった話はさせていただいてご

ざいますので、また皆さんのほうも、また周知していただければ、よろしく願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それで、全て町がやるということについては大変問題かと、何て言うんですか、できることとできないことというのがあるかというふうに思うんですけども、しかしですね、これどういうわけか、紀美野町だけがぽつんと、今のところ、クビアカツヤカミキリの被害っていうんですか、そのまた目撃がされてないというふうなことになるようであります。しかし、周辺の市町がこういうふうにこの虫が発見されていたり、被害が出ているというような状況の中で、この町だけが出していないというのは非常に不思議に思うんですけども、そうやってまいりますと、やっぱり発見ができていないと、実際には入っているけれども発見ができていないということになっているのか、そのところは大変心配なところであります。さきにも言いましたように、1匹の成虫が1,000個の卵を産むというふうなことでありますから、入っているならば相当というんですか、大きな被害になってくると。ですから、少しでも早くこれを止めるということが必要かというふうに思うんですけども、そういうことで本当にその発見がされてないだけに心配なんです、その辺についてはどうですか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） 実際に発見されていないということで、それは農業の方々から連絡いただいたりとか、園外の桜のほうで怪しいとかっていう話はいただいたときには調査するようにしてございます。実際に、海南市でも出るとかっていう話でございますが、海南市では街路で言うたら1件だけ、それから、農作物で3件というふうに出てございます。やっぱり、バラ科の植物の多いところ、桃、それからスモモ、梅の多いところ、産地ですね、そういったところには集中してございますので、特に橋本市でしたら、農地だけで1,673件、それからかつらぎ町でしたら4,203件と、かなり多くの検体が見つかるようでございます。当町におきましても、その辺は十分県と連携しながら、警鐘を鳴らして行っておるところでございますが、何とか紀美野町では発見されていないという状況でございますので、町としましても、そういった巡回等をしてございますので、見つけた際には、すぐに対応できるように対策を講じたいと考えてございますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） この件について、もう1点だけお聞きしておきますけれども、そういうふうに見つかった場合ですね、もう水際とは言いませんけども、入ってしまえばそれまでなんですけど、その発見したときの対策というんですか、その農薬ですね、これまた農薬もはっきりせんわけですかね、一番効くという、その辺のところについてですね、早期にそこをたたくということが必要かというふうに思いますけれども、農薬について町補助金等も出しながら、対策ということについてはどう考えておられるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） 防除のやり方っていうんですかね、実際にクビアカツヤカミキリの、先ほどから卵1,000個と言われておるんですが、実際は350が平均で、1,000個生まれた個体もあるということでございますので、大体350個が平均となっているようでございます。

それで、クビアカツヤカミキリとか、ほかのカミキリムシでも同じなんですけど、幼虫は木の中深くに穴を掘って、そこで成虫になる、さなぎになるのを待ちます。そうすると、さなぎの手前にはフラスがいつぱいたまってまして、農薬をまいても、それを防除することができないという形に、まずはなってしまうわけなんですけど、今のところ、農薬っていうのは、それで防除するっていうことはできないと。だから、今のところ県のほうの対策としては、早期発見、早期駆除というふうになってます。そのほかのやり方としては、木をネットで囲んで虫がつかないようにするとか、そういった対策もあるんですが、それに対しての補助金出る制度も県のほうではございますので、その辺にいったら、また見つかったときにはですね、うちから県のほうの補助金を活用しながら町経由で交付するようになるんですが、そのように進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 300であろうと、1,000であろうと、それはもうほかの虫にすると比較にならない多数の繁殖力であると思われます。農薬を使わないと、そういうふうな対策であるとするならば、早期発見に努め、その対策を取っていただく

ということで、ここのところについての強化をしていただきたいと思います。

次に、備蓄米の問題についてお聞きしたいと思います。

昨年夏の夏というのは大変なことで、もう本当に米がないと。そして今現在、国のほうが放出した21万ですか、これについても、結局、一般の消費者への対策というよりも、そういう、何て言うんですか、米を扱うところの、その減った部分の対策と、そこに行ってるようであります。基本的に、もう農家というのは今値段が上がってる、課長も言われているように、大変値段が上がってきてるわけですね。米というのはそんだけの値打ちがありますから、それはそのとおりなんですけれども、しかし、それでは消費者にとっては大変です。今現在、物価高騰によって、もう本当に多くの消費者の皆さん方は米の値段がどうなるかということに対して非常に関心を持っておられます。それが徐々に上がってきてるというふうな状況でもありますから、放出が今頃になってじゃなくって、本当に米がなくて、町民の皆さん方があっちこっちスーパーを巡って探さなきゃならない、そのところの段階でどうするんかと、こういうふうなことが必要かというふうに思うんですね。実際、今、もう7年は大変なことになってくる。また7年度産についても、実際に市場に出回る量というのが、品物が悪いから少なくなってくるというふうなことを考えて、心配されているわけでございますけれども、そういうようなことからするならば、国のほうが備蓄米の放出で、実際に米の要るときに出して、値段の高騰、上がらないように対策を取っていくということが大事かというふうに思うんですね。そういう点で、もう一度お聞きしたいと思います。その対策についてを町としても国に対して要請していかなきゃならないというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） まず、米の流通が停滞した原因というのは、農林水産省の分析ではございますが、米の買い付け競争が過熱しているということ、それから夏の品薄を受けて、例年より多めに在庫を確保するという動きが中小卸売事業者からございます。中小事業者が直接農家に米を買い付けに行ったりとかしたっていう現状もあったようで、なかなかその米の流通において、大規模なJAとか、そういったところの買い付け量がかなり減ったというふうに言われてございます。

まず、時期的な問題は確かにあったとは思いますが、先日、昨日ですが、また農林水産大臣のほうからも、できるだけ早く対策を講じたい、すぐに流通できるようにしたいということで言及しているかと思しますので、当町としましても、先ほど申し上げまし

たように、県を通じてそういった、早く流通できるような話は持っていきたいなと、お願いしたいなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 悪者捜しというようなことを何かされているように、一般的に言われてるんですよ。基本的には備蓄米も減らしてきてる、そういうふうな状況にあると、出荷がだんだんと少なくなってきたという心配があるわけでありまして。その対策として、今申してるように、今、課長さんも言うてくれましたけれども、ほんまに必要なときに、要するに大手の米を扱っている方々の持つてゐる米の量を、この対策するためじゃなくって、消費者の方々が本当に困ってるときに放出すると、そういうことについて、特にその部分でもって放出についての要請をしていただくということでございますから、さらにその点についてお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） そうですね、米の放出、政府の備蓄米の放出というのは基準等、国のほうで定められたものがございました。そこを緩和したのが今年の1月でございまして、それからやっとな国のほうが動いたという形になってございます。ということで、その方針、放出の方針が変わったということでございますので、流れとして、早めの対策というのは今後国のほうでやっていただけたと考えてございます。

当町としましても、そういった部分については県や町村会を通じて要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 次に移りたいと思います。ふれあい公園の活性化ですね、今、課長さんは、これに対していろいろと宣伝もしてきたし、遊具等についての、これはもう予算載ってきてましたから、我々も確認してるんですけども、そういうことでどんどん来ていただくということが大事かというふうに思いますけれども、もう1点ですね、一つの関心事として、ふれあい館の中の緑の郷というんですか、あの中で直売がされてると。大変職員さんを置いて、職員さんじゃなくて、担当の方を置いて、毎日毎日やっていただけてるわけでございますけれども、やはり10万人から16万人ですか、減った、5年度でも14万人来てくれているというわけでございますけれども、ふれあ

い館の中に入って、あの緑の郷とか、食堂もございますけれども、あそこでせっかくの、やっただいてる方々が買っていただけると。ですから、実際14万人あって、あの建物の中に何人が入ってきてくれているのか。その辺はどうですか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） 細かな数字までは、すみません、申し訳なく、ちょっと持ってはないんですが、実際にふれあい館の中で、入ってこられる方というのは、その多くが食事される方、アイスクリームを買われる方、それからキャンプ施設等の予約をされる方がほとんどでございます。

緑の郷とも何度か会議したりとか、話をした中で、魅力ある商品であったり、そういったものを販売するとか、そういった対策はするようにと、協議したりとかはしてきたんですが、いま一つ、中に入っていただけのお客さんの呼び込みが少ないのかなと考えております。

商品自体がなかなか確保できないというのが緑の郷さんのほうでも悩んでおられまして、結局、農作物は海南のとれたて広場へ持っていかれたりとか、そういった状況が続いてございまして、なかなか年間を通して農産物をそこで販売するっていうのが、昔と比べて、やはり高齢化等、様々な理由によって減ってきているというふうに私どもは分析してございます。

そういうことで、うちから支援という形ではないんですが、一部場所代であったりとか、そういった減免措置であったり、減額措置であったり、そういったことで協力はさせていただいておるんですが、あとはどういったように商品を並べ、どういうふうに客を呼び込むかっていう部分は、ある程度の努力をしていただく必要があるのかなと。町としても、できる範囲では協力していきたいと考えてございますので、御協力よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 実際、課長さん言われるように、難しいんですよね。商品の確保については、担当の方も困ってられて、どうしても、とれたてと、何て言うんですか、悪く言ったら取り合い、うちへ来てくれということに対してですね、やっぱり、とれたてのほうに行かれる方がかなりあるようであります。

実際に、でも、それとともに、ここの方々が高齢化してきていると、生産者も。そう

いうふうな面があって、商品の確保が難しくなってきたんじゃないかというふうに思われます。

こういうふうなことに對してはどうですか。商品の確保のために、やっぱり生産者の対策というのが。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人） その辺につきましても協議をいたしました。緑の郷の会議開いていただいた中で、生産者の確保というのは、その中で協議するという話でありましたが、なかなか声かけできてないような状態でもあって、なかなか生産物の確保というのは難しいような話でございました。

年中通してってというのは非常に難しいんですが、逆に、柿のシーズンになりますと、逆に持ち込んで来られる方が多いんで、そのときの売上げは上がったりするんですが、ミカンとかもあれば、今は上がるんですが、全然野菜とかがないとき、ほんまに売上げがかなり下がるような状態になっています。その時期的なものもあるんですけども、その辺は、なるべくどういうものを作ったら売れるとか、そういった部分についても研究した上で、どういうものをその会員の皆さんに作ってもらって、そこに卸せるかというのが大事になってくるかと思いますので、その辺については、また今後協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 紀美野町へ移住者の方で農業やってる方もおられるわけですね。この方々に大変期待するわけでございますけれども、そのところの対策というんですか、あそこへどんどん持ち込んでもらえるということについてはどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人） 移住されて農業を始められた方、結構増えてきてございます。その方にも、今度ふれあい公園のほうの緑の郷へ出してもらえやんかっていうふうな感じの声はおかけすることはできるかと思いますので、ただ、農家の、若い移住者の方は、かなりの農地の面積を持たれていて、かなり忙しいんで、そこに荷物を、野菜とかを持っていくとかっていうのも、なかなか難しい部分があるかと思うんですけども、声かけぐらいはできるかなと考えてございますので、御理解いただければと思います。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 道の駅の検討委員会の答申がございましたよね。その中で、答申というか、これ委員長の私案的なものが強いんですけども、ここの中でも、産直というんですか、そういうものを売ることが言われております。そういうふうなことが、もし、この何て言うんですか、町として必要であるならば、現在ある、せっかくある建物で、施設があるということですから、そこのところでもって、品物をどんどん売ってもらってということが、せっかくのある施設を活用していく、そういうふうなことになるかというふうに思います。一つには、そういうふう商品はどう生産してもらるか、そこのところにどういうふうに持っていったらいいかということが非常に大事かというふうに思うんです。声かけだけではなくて、その対策ですね、だから、今あそこで活動されてる方々が商品の、もう取りにでも行けるぐらいの、町としてやりながら、何て言うんですか、せっかくの品物を、場所で品物をどんどん売ってもらって直売をもっと振興させると、そういうことについてはどうですか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） お答えさせていただきます。まず、緑の郷は町直営ではございません。民間の団体です。ということで、あまり、どうせえよとかいう部分というのは、協議でしかないんですが、そういった話で、何を売ったらいいかとかっていう、こういうふうな問題があるよとか、よその道の駅の状況、道の駅というか、直売所の状況の資料をお渡しして、これ読んでとか、そういったことではやってきたつもりではあります。

そこで何を売るかとか、何をやるかっていうのは、ちょっとうちのほうでは把握はしてないんですけども、こういったものを売ったほうがいいんじゃないのっていうことは申し上げることができるかと思います。

声かけっていう部分でいくと、緑の郷さんと農家の方の間の契約になってくるんで、その部分については、1回、緑の郷と声かけちゃってよっていう程度の話はできるかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） セっかく直売がされているその施設の中で、こんなことないでしょうけど、もし撤退というふうなことになってしまっは大変だと思うんですよ。このふれあい館、それからふれあい公園、ここのところですね、町は特別会計もとって

やってる施設であります。だからここをどんどん発展させていくという観点がなければあかんのじゃないですか。それだけの施策、そういう方針ですね、確立するべきじゃないですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えさせていただきます。

議員おっしゃられるというのは、そのとおりだと思ってますね。ふれあい公園は平成10年7月にオープンして、本当に多くのお客さんでにぎわってた。そしてまた、産直の緑の郷も、スタート時はたしか五十数名の方の会員であって、いろんな農産品がそこで展示されて売ってたということがあります。ただ、その後、どんどん変わって行く中で、とれたて広場ができました。農家の方も、じゃあ、とれたて広場へ出す、そっちのほうがたくさん売れると。それは農家の方々が考えて、そして、とれたてにも出す、また緑の郷へも出すと、そんなことをされてきた経緯というのはずっと見てまいりました。

そこも含めて、ふれあい公園のオープン時からの現在までの推移については、それをずっと見てまいっておりますので、状況というのは認識しております。

ふれあい公園というのは、ふれあい館も含めてパークゴルフ場、オートキャンプ場、そしてまた1万平米の遊びを創出できる広場ということで大変人気があるっていうのは、多くの方々が来てくださってるということで、そのとおりであります。それに甘んじてきた部分が少しあるかも分かりません。というのは、オープン当初からの新しい遊び場であるとか、新しい施設とかっていうのは、今までもあんまり取り入れてくることができなくて、オープン当初から変わったのはパークゴルフ場が18ホール増設できたということでもあります。議員も言われた道の駅構想の中で、ふれあい公園をつていう、そういった意見があったということも聞いておりますし、ふれあい公園を新たな何か冠をつけて発信して、リニューアルして、もっともっと新しいお客さん呼び込むということは、今後そういうことはやっぱり考えていかなければいけないなというふうに思っております。

議員言われてるように、保育所の遠足は、毎年すごい子どもたちがね、来ていただけてるっていうことも十分認識している。しかしながら、もっともっと増やしていくためには、今の状態を維持するだけでは、なかなか難しいかなと思っておりますので、それは1回積極的に、ふれあい公園について、どうしたらもっともっと発展していくかとい

うことを考えていきたいと、このように思っておりますので、また皆さん方の御協力もいただければなというふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 町長さんから答弁いただいたんですけれども、やはり町の施設としてあって、そこ委託はしておりますけれども、基本的には町の施設であります。これがやっぱり、どんどんと人が来てにぎやかにやっているとというふうな、そういうふうな、にぎやかかって言うと、何か、どこかの何もありますけれども、そこに人が集まってくれてもらえる施設にしていかなきゃなんというふうに思います。

そういう点で、品物が集まりにくいんだったら、どう集めていくんか。そのの持ってきてもらうことが大変ならば、それに対してどうするんかとかですね、そういう委託してるんだから、もう委託された方々がやったらいいんではなくって、ここの建物については、やはり今後さらに、今言われるように発展させていくために、収集から、また施設も暗いんですよ、行っていただいたら分かるように。また、設計上、何ていうんですか、上に高いものになっていて、余計にそういうふうな暗いものを感じます。そういうふうなことも考えて、やはりある程度改修ということも必要ではないかというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員言われるのは、そのとおりだと思います。平成12年からですから、25年もたってる建物でありますので、そんなところのリニューアル的なことも、やっぱり考えていかんとあかんときに今来てるかなというふうに思ってますので、一度全体を1回見直してみたいと、このように思っておりますし、緑の郷の方々にも、あそこで継続、続けてもらいたいという思いはずっと持っております、ずっと以前からも話合いもしている中で、テナント料も減額して、何とか運営していきやすいような支援もしておりますが、議員も言われるように、根本的に農産物がそこへ集まってくる、そうした仕組みっていうのは大変大事なところでありますので、それはふれあい館だけではなくて、紀美野町の農業をどうしていくかっていうあたりと大きく関連があるところでありますので、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

もう一つは、ふれあい館の緑の郷に何か特色のあるような産品がそこで販売できればいいなという思いも持っておりますので、そこらも含めてしっかりと考えていきたいと、

このように思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） ありがとうございます。改修についても考えていただくと。考えるっていうのは、いろいろ考えるということも、幅広い言葉でございますけれども、そういうふうに前向きな検討していただくということでよろしいんですね。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） ふれあい公園は紀美野町にとって本当に大切な、大事な施設でありますので、ふれあい公園を目指して多くの方、県内外から来られているというのは十分承知しております。パークゴルフ場においては泉南、大阪から、また奈良からと、多くの方が県外から来られておりますので、いろんなそういった方々の期待にも応えていって町の大きな大切な公園をしっかりと進めていきたいと、このように思っております。

以上です。

○11番（美濃良和） 大切な、最後のほう、ちょっと聞こえにくかったんですが、すみません。

○町長（小川裕康） 失礼しました。大切な公園であります、ふれあい公園は。町の大きな財産でありますので、この財産を現状維持だけではなくて、もっともっと発展していくような形に、そういったものに考えていきたいと、このように思っておりますので、御了解よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そういう御答弁いただきまして、何にしてもですね、そういう改修というふうなハードの部分と、もう一つはそういうふうに収集に向けて、細やかなところも必要かというふうに思います。実際、とれたてに売り負けせざるを得んようなところもあるかというふうに思うんですね。とれたては買物に来ると。ふれあい公園はどうしても、このグラウンドやらパークを中心に来てくれる方が寄ってくれてるっていうふうなことで、どうしてもその差が出てくるんじゃないかというふうに思うんですね。

そういう点で、町としてもその施設、もう直売というふうに考えて、入っている方々

からお金ももらわなきゃならんのでしょうけれども、その辺のところも含めて、できるだけ手取りを多くなるような施策も検討していただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員言われるのは、そのとおりであります。町としても先ほども申し上げましたけども、大切な財産でありますので、この施設がもっともっと皆さんに愛されて、ふれあい公園の中にある産直ということになって、その影がちょっと薄れているようなところもあるか分かりませんね。ですから、ふれあい館のそういった販売施設、産直広場というのは、そこで紀美野の特産品も買えるところであるということ、もっともっとそれを強調していくということも必要かなと思っております。現在であれば、ふれあい公園にある一つのブースというような形になっておりますので、そこらも1回考えていきたいなというような思いもございます。産直のところをもっと表に出してアピールできるようなことが必要かなというふうに思いますので、しっかりと考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） ということは、このふれあい館の中での販売を、将来は考えていないということではないですね。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） ふれあい館の中の今言うてる産直コーナーも大変大事な、大切な販売するところでもありますので、そこが紀美野の特産品がそこへ行ったら買えるという、そういったものも必要であるかなというふうに申し上げたところですね。

現在は、ふれあい公園という大きな公園の中の一部のふれあい館の一部のブースというような形になっておりますので、それをもっともっと前面に押し出したような形のものでできれば、もっとお客さんが来てくれるのかなという思いもありますので、しっかり頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、次に行きたいと思います。

神野市場めら池下太陽光発電についてお聞きします。

事前協議をしたということでありました。この太陽光発電の計画、これF I Tではな

いわけでございすけども、町長さんはこれはF I T、NON－F I T関係なく、現在の町の条例でもって対応していくということであられたというふうに思います。

ここのところですね、さきの議会の答弁で、ここのことについて、やはり一番の安全性の確認ですね、これについてするということが答弁されました。

住民の方々が心配しているのは一つには風の問題で、飛散するパネルによって家に被害があったり、そういうふうなことも心配。もう一つは、今現実的に出てきた火が出るという問題ですね。こういうふうなことで、今、樫河池下のところは、実際に起こってきているというふうに言われますし、何ていうんですか、跡もあるようでありますけれども、そういうことからして、風の問題、それから火の問題ですね、両面的な心配がある施設について、これは町としても考えていかなきゃならんのじゃないですか。その確認ができているのか。ここのところ、町はどうですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） それでは美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

当然、安全な施設として設置されることが大前提だと考えております。事業所も設置後も管理を続けていく施設でありますので、不備・不具合があるようであれば確認はさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、今どのような状況に捉えておられるんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 現在、まだ工事のほうがそもそも着手されていないと思います。現場の状況としては、どういうものが設置されているかっていうところまでは把握できてないというか、そもそも設置されていませんで、設置されれば、一度確認はしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 設置されてでは遅いのではないですか。今、現時点で安全が確認できるかどうか、地質の調査、今、樫河池の所では、沈下の問題で起こってるわけでしょう。樫河池は随分と埴谷議員のほうで地質のことについての質問もされました。それが現実的になってきているというふうなことから見て、町はこれは一つの前

例があるんじゃないですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 檜河池の事業者で何か問題が起きているということも、あくまで管理者が管理すべき問題だと思っておりますので、問題があれば管理者が是正すべきだと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、さきの質問の答弁に対して、まるっきり言うことが違うんじゃないですか。できてしまったら、後は何がやるんやと、管理者がやるんやと。町はそれで住民がどうなってもいいんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） どの太陽光施設でも、あくまで管理者というものがありまして、もちろん住民福祉に影響がある場合は、町のほうで指導・指摘はさせていただきます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 問題起こってからやったら遅いんでしょう。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 問題のない状態で指摘するということは今のところ考えておりません。どういう状況でもそうだと思うんですが、問題がないにもかかわらず、町から指導・指摘っていうことを行うことは今現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 問題が起こる可能性があることに対して止めなあかんの違いますか。そういう答弁やったんと違うんですか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時22分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 23 分）

森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の通告で御質問いただいていた、あくまで神野市場めら池下の太陽光発電についてということでありましたので、その案件につきましては、今事業計画書が提出され、着手前に、まだ区長と協議が続いているようですので、協議していただいている状況です。

以上です。

○議長（美野勝男） 11 番、美濃良和議員。

○11 番（美濃良和） 特措法ですね、FIT、それで特措法に関係ない NON-FIT、関係なく町条例を扱っていくということで町長さん言われましたけれども、そうであるならば、今、町として進んでいけば、実際、飛ぶ可能性もあれば、また、今問題になっている火花が出てるっていうんですか、そんな状況にあって、これが心配があるものに対して町としては、進めていって、そういう問題が起こるまで町としては手は出さないと、そういうふうなことでいいんですか。さきの議会では、それが確認できるまでは町としては進めさせないような、そういう答弁であったわけですがけれども、それはどうなんですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 美濃議員言われてる、その火花が散るとかっていうのは、ちょっと、だから今質問いただいていることとちょっと違うと思いました。いただいているのは今、めら池の下で太陽光発電の計画がありましたと。事前協議もして、その後、住民説明会を開いてというのが現在の状況であります。その説明会の中で、もう少し聞きたいっていうような声の方が事業を計画している方に質問を出している、そんな状況であるというふうに我々は認識しておりますので、それはそれできちんとした形で質問の方が安心できるようなお答えをしていただきたいというのは、もちろんそのとおりでありますし、今はそれを我々がどういう状況で進んでるかっていうことを見守っているというような状態でありますので、そこはそういうことで御理解をいただきたい。

火が出るとかっていうのはこの話ではないと思いますので。

○11 番（美濃良和） 同じ条件ですよ。

○町長（小川裕康） いえいえ、ですから、めら池の下のやつは、まだこれから進

めていくという話なので、今まだ着工届もいただいてないわけですし、もちろん、だから安心して、そうした施設を造ってもらいたいというのは当然のことですので、それは町としては、そういうことにならないようなことをしっかりと考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 町長、今そういうふうにならないようなことを考えていくということでございましたけれども、それどういうふうなことです。ならないようにということは。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 先ほど質問いただいた中で、めら池下の太陽光についてはFIT法に基づいたものじゃないということでもありますね。

町条例って、それはFIT法であるか、そうじゃないかというのは関係はないと。地域環境と再生エネルギーの調和ということが大きな目的でありますので、その地域環境に悪影響を及ぼすようなものではあってはいけないというのは当然のことです。ですから、事業計画、事前協議でもらったら、しっかり見せていただいて、それを住民の方々にしっかり説明していただいて、住民の方々の、ある意味での理解もいただく、そういったことは強く当然町は指導しておるところでありますので、今は現在進行形の状態であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そういうふうにして進行していったら、できてしまったら、もう実際、そこから向こうは難しいんですよね。例えば、めら池じゃなくて、樫河池の下では、地質というんですか、要するに支持層までどんだけあるかというような調査もやってみましたけれども、めら池ではやってないでしょう。ですから、今一つの問題が、樫河池下の問題でもそうですけれども、支持層まで届く、どんだけあるんかと、それに対して、ちゃんと支持層を確かめて、そこに杭を固定すると、そういうふうなことがどうであるんかっていうことが十分できていなかったために、大体無理なんですけれども、ああいう地形、めらでも、樫河池も同じですけども、こういうふうな地形では難しい。そのところですね、まるっきりまだめら池はやってないと。できてしまってから、ど

うでっていうのはなかなか難しいと思うんですよ。もう撤去してもらわなアカンですから。その辺はどうですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） その地形、元田んぼであるとか、ちょっと沼田であるかっていうことは、それはその状況の中で事業者が事業を進めていくということに対して、私もから元田んぼやから、そこは駄目ですよとかっていうことは言えないっていうふうに思っております。

町とすれば、50キロワット未満のものでありますから、届出を受けるということであって、許可または認可をすべき、そういった権限は町にない。しかしながら、この条例をつくって地域の環境との調和ということが一番を考えて、この条例をつくっておりますので、議員が言われているように、ちょっと下沼田だから、それは駄目ですよということは町としては言えない。それは事業者が事業者の責任において、ここでもちゃんとできるかということは、事業者が判断してもらわなければ、それに対して町はとやかくは言えないっていうのは、それはその点ではそういう認識はしております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 基本的に、科学的にどうであるんか。感覚的にここでできらよとか、そんなことないわよではアカンのですよね。その科学的に何メートル、支持層までどんだけあるんか調べて、そのところに支持層を固定すると。そのためにはどんだけということを確認しとかなアカンのじゃないですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えします。

工事が着手されて、杭基礎を打ち込むことになると思うんですけど、その杭基礎のタイプを選定するに当たっては、調査されると思っております。

ですので、着手後の作業で、その杭の選定等の調査をされるものと認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） よう分からなかったんですけど、今の答弁。何言いたかったんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問の中で、地質の調査とか、そういうお話がありましたので、その地質を調査するというのは杭、杭がどういう杭を使えるかっていうことを選定するために調査することになるんです。それが、工事の着手してからそういうことをされて、杭の選定をされて、太陽光発電施設を設置していくという流れになると認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） では、事前協議ではどんなことを話したんですか。住民の安心ということを言うてないんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えします。

事前協議の段階っていいいますのは、紀美野町内のこういう場所において、こういう事業を考えておりますっていうことを、まず町に届けていただく段階が事前協議の段階でございます。その時点では、まだその土地がどういう状況かっていうところは、事業所さんとしては目視で確認されてるんでしょうけれども、あくまでここでこういうことをやりたいっていうことを町に届け出ていただいて、町としては、関係法令でこういうことに対応していただく必要がありますっていうことを事業者さんにお伝えさせていただいて、その後、住民説明会。住民説明会していただいた後、工事をするに当たって、工事着手届を出していただいて、その後、杭をどういうものを使うかっていうことを考える時点で地質調査をされるものと認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） その調査というのは、やってから、その確認した上で、どうってことは何ですか、調査をして、たとえ支持層まで2メートル、3メートルあると。それでも、どうぞやってくださいと言うんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えします。

前回の一般質問でもお話しさせていただいたんですけど、スクリー杭っていう杭が大体、近年使われているんですけども、それが岩盤支持層のことをおっしゃってるんだと思うんですけども、岩盤に当たると、ちょっと壊れやすいっていうんですかね、

中が空洞ですので、割れたりとか、そういうことも起こるので、あくまで土中、土の中で使う杭になりますので、ちょっと岩盤支持層との相性というのは、ちょっと難しいものだと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） よう分からんですね、言うてることが。岩盤に当たらないのかんのではないんですか。

今ある杭は、岩盤に当たれば、当然碎けてまうでしょうけども、いいですか、何にしてもですね、固定してできなかったために、今起こってるわけでしょう、現実的に、檜河池では。そんなことが、前例がこの紀美野町にあるのに、それを経験、教訓として生かさんのですか。もう資料さえ出せばいいと、そういうもんなんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

あくまで地質の状況ですとか、それに対する杭の選定とかは事業所が判断して設置するべきものだと考えております。

適正に設置されることを、業者等のほうで施工されるものと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 業者が考えるもんだと。町は考えんのですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えします。

町は事業主体でもありませんし、施工主体でもありませんので、あくまで事業者が管理するための施設でありますので、事業者が判断するものと認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 住民がどうなってもいいんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 住民がどうなってもいいということは言った覚えはありません。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 言うたことないって、言うてることはそういう意味でしょう。

○6番（埴谷高夫） 町は関係ないと言うてる。

○議長（美野勝男） 質問者以外の議員は静粛に願います。

小川町長。

○町長（小川裕康） もちろん、できた、できたって言うんですかね、できた太陽光が飛んだりとか、住民に影響あるとか、そんなことになってはいけません。当然のことです。ですから、届出を受けるだけではなくて、事業計画をもらって、説明会もしてくださいって言うことも言うておりますし、ただ、議員先ほどから言うてる架台の支柱のことだと思うんですが、その支柱がどこまで要るかというのは、その地形によってとか、その土地の状況においては、当然変わるものでありますので、それはパネルを載せる架台の支柱を立てて、それが安定したものでなければいけないというのは、もちろんのことです。それは事業者が事業としてするものでありますので、これは事業者はしっかりと当然、そんな風吹いて飛ぶようなものは設置しないというふうに認識しておりますし、その部分は事業者がどういうものを、支柱をどういう形ですれば一番安定的なものであるかというのは、当然それは事業者の責任において、事業者が考えていただく、そういったものであるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 事業者が考えるのは当たり前です。そしてまた、町は町民、住民を守ることが、これがもう最大の仕事ですよ。今、現実的に檜河池でそういう問題が起こってきてると。そういう可能性が、この同じ町の中で起こってるんですよ、よそごとじゃなくって。

それと風の問題、強いところであると。だから、基本的に今言うところの支柱が支持層まで届く、そのことについて確認しなきゃならんのではないですか。言われてることはそういうことじゃないんですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 場所も、私も当然よく知っておるところでありますし、風が強い、風が強くない、強いところであれば、その強い風に耐え得るものを当然設置して

いくことになるんやろうなというふうに思っております。

そこらについては、町がああせえ、こうせえって、例えば何メートルとか、その基礎を3メートル、4メートルの基礎をとかっていうことは、町は申し上げられないというふうに思っておりますので、それは町とすれば、そういった強い風にも耐え得るようなもの、そうした安全な施設を造ってくださいというのは、町としての大きな指導ということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 安全なものは当然ですから、その安全なものであるかどうかの確認をせんとあかんわけでしょう。安全なものにせえよって、はいはいって言うて、飛んだり起こっても、町はそれは責任取らないってことになっていくんですか。

客観的にどうであるんだっていうことをせなんだら、口約束だけではあかんですよ。

議長、ちょっと休憩してください。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前10時41分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時42分）

森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

これから工事をなされるということで、工事着手をされる際には、地盤を調査し、そういう風とかにも耐え得る杭の選定がされるものと認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） だから、何遍も言ってるように、確認したかどうかですよ、客観的に。支持層までどんだけあるんかって分からんでしょう。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えします。

ちょっと同じ答弁になるんですけども、現在は事業計画書が出されて、地元と協議中という段階になっております。工事施工されるに当たり、地盤調査がなされ、杭の選定がなされるものと認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） いっつも答えになってないでしょう。だから客観的にどうであるのか、どんだけの杭でいいのか、どういうふうな工法でいいのか、そこのところについてはどうなんですかと。そのことが確認できんかったら、工事させてはならんのじゃないですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えします。

事業所のほうも30年間は運転を予定しているということなので、十分それに耐え得る調査をし、杭を設置するものと認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） その杭は安全なんですか。ちゃんと、それは科学的に、客観的に確認できてるんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

まだ着手前なので、杭がどのタイプかということは決定されていないと考えております。

着手後、現地調査し、杭が選定されるものと認識しております。もちろん、調査し、杭の選定をする以上は、もう十分なものが選定されるものと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） もの考えるだったらあかんのですよ、ちゃんとそのところ、客観的な数字を出させて、そして安全であるというふうに確認せんなら、進めさせたらあかんでしょう。住民の安全か、業者の企業としての儲けの運営か、どっちを取るんですか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

(午前 10 時 47 分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 49 分)

森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在のところ、あくまで、まだ地元との協議中というところでもありますので、地盤の調査等については、また事業所のほうに一度確認させていただきます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11 番、美濃良和議員。

○11 番（美濃良和） それじゃあ、そういう支持層までの到達距離とか、そういうふうなものについて客観的に数字で出させると、きちんとした調査もすると、そういうふうなことでよろしいんですね。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃野議員の御質問にお答えさせていただきます。

その点も含めて、事業所のほうに一度確認させていただきます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11 番、美濃良和議員。

○11 番（美濃良和） それでは、今答弁が客観的に数字でもって示させると、科学的なものであるというふうなことでよろしいんですね。もう一回確認します。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

ちょっと、まだ協議中の段階で、どこまで整ってるかとかも含めまして確認させていただきます。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で美濃良和議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午前 10 時 51 分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 04 分)

続いて、8 番、北道勝彦議員。

(8 番 北道勝彦 登壇)

○8 番（北道勝彦） 質問させていただきます。

美里支所に建設課と産業課の移転について。

どこの市町村に行っても、合併により過疎にされてしまったと言われます。合併により美里支所で働く職員が減り、旧美里役場地域は寂しい限りです。有田川町のように移してはどうかお聞きします。

2、女性課長について。

以前、議会で女性の課長を増やしてくださいと2回質問させていただきましたところ、増やしますとの答弁でしたが、現在は1人です。今まで女性課長はよく対応されていました。

町長は、男性より女性は能力が低いとお考えかお聞きします。

3、若い人の働く場所について。

現在、町は若い人が減少して老人が多く、人口が減っているとき、大金を使いスポーツ公園や道の駅を造るとのことですが、住民の理解が得られないと思います。現在行わなければならないことは、若い人たちの働くところをつくり、若い人の人口を増やすことだと思います。どのような対応をされているのかお聞きします。

(8 番 北道勝彦 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、北道勝彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） 北道議員の1問目、美里支所に建設課と産業課の移転について、それから、2問目の女性課長についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1問目の美里支所に建設課と産業課の移転についての御質問にお答えさせてい

たきます。

議員御指摘の有田川町役場では、合併以来、分庁方式を採用しており、吉備庁舎・金屋庁舎、それぞれ設置される課が分散されております。住民の方の用件によって訪れる庁舎が変わることになります。

一方、紀美野町美里支所では、まちづくり課と住民室を配置しております。住民室では、来庁される住民の方々への対応や本庁との連絡調整を図りながら、必要な住民サービスの提供に努めているところでございます。

限られた職員数の中で、効率的な業務を行いながら、住民サービスを維持するため、現在の体制となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上で北道議員の1問目の美里支所に建設課と産業課の移転についての答弁とさせていただきます。

続きまして、2問目の女性課長についての御質問にお答えさせていただきます。

当町では、平成29年3月に策定いたしました第2次紀美野町男女共同参画基本計画にありますように、性別にかかわらず管理職への登用促進を施策に掲げ、職員の意識の高揚と能力向上を図るため、女性自身が様々な場面において能力を発揮できるよう努め、女性職員の管理職への積極的な登用を推進しているところです。

令和6年4月1日現在における所属長は14人で、そのうち女性の所属長は1人、管理職全体でいいますと、管理職50人のうち女性の管理職は7人で、女性の管理職の割合は約14%という現状です。

当町では、管理職など重要役職への登用にあつては、人事評価制度などを通じて個人の能力、実績、適性など、性別にかかわらず公平に評価し、最もふさわしい職に登用しております。

女性の管理職を増やし、多様性のある組織をつくることは、女性の視点によるきめ細やかな政策の実現や行政サービスの向上のため、大変重要であると考えております。

今後も、女性が力を発揮できるよう、環境整備をさらに進め、意欲と能力のある女性職員を管理職へ登用していきたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしく申し上げます。

以上で、女性課長についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男）

高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長（高田真孝） 北道議員の3番目の、若い人の働く場所についての御質問にお答えいたします。

働く場所につきましては、令和2年3月に策定した第2期紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて取り組んでまいりました。

計画では、しごとを創り、活力ある産業と安定した雇用を創出するということを基本目標の一つとして掲げています。

進めるべき方向として、農林業の育成、商工業の振興、観光の振興が明記されています。

これを推進するため、目標達成するための数値を設定し、各種事業を実施してまいりました。また、その成果につきましては、毎年、総合戦略審議会委員の皆様に御審議いただき、その結果を踏まえ、各種新事業や事業の改変に取り組んできたところです。

道の駅整備事業におきましても、新たな雇用が創出される側面もあることから、観光の振興に位置づけられています。

近年、若者に限らず、働く場所や働き方については多様化し、変化し続けています。町といたしましては、ひと・まち・しごと創生総合戦略に基づき、町のよさを生かした事業を展開しながら雇用創出を推進していますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。若い人の働く場所についての答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） 何回質問しても答弁は変わらないと思います。だけど、もっとね、頑張って行政していただかなければ、これじゃあ、しゃあないよ、こんな人口も増えやんと。だから、もう質問を終わります。

○議長（美野勝男） 以上で北道勝彦議員の質問を終了いたします。

続いて、1番、徳田拓嗣議員。

(1番 徳田拓嗣 登壇)

○1番（徳田拓嗣） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。それから今回の大船渡の山火事におきましては、避難された皆様、被害

に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、一つ目の質問をいたします。

小中学校体育館の空調設備の早期整備についてです。昨年の石川県の能登地震では急に避難所に余儀なく避難される方が多くおられました。この地震では、体育館などに避難された方々が多く、1月という寒い時期でもありました。改めて、大規模な災害が起こったとき、春か秋の過ごしやすい季節であれば問題はないでしょうが、昨年の夏のような猛暑では暑くて避難どころではありません。石川県のように寒い季節や、7月から9月にかけての暑い時期には、現在の冷房がない状態では過ごすことはできません。

そこで、町はどのような対策をしているのか、それから避難者が快適に過ごせる空調設備を早期に設置する考えはないかお聞きいたします。

二つ目の質問です。

防犯対策についてです。昨年から全国で続く特殊詐欺や闇バイトでの強盗が多発しております。高齢者の多くの方が強盗に襲われ、命まで落とす人もありました。我が紀美野町も高齢者の方が多く住む町であり、このようなニュースを聞くたびに安心して暮らすことはできません。防犯カメラの整備や町民への素早い情報伝達が必要であるかと考えますが、町の対応をお聞きいたします。

以上です。

(1 番 徳田拓嗣 降壇)

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） それでは、徳田議員のまず一つ目の御質問についてお答えをいたします。

小中学校体育館の空調設備の早期整備についてということです。

議員御指摘の小中学校体育館への空調設備の整備につきましては、9月議会においても答弁いたしましたとおり、既に各小中学校体育館における空調システムの導入に向けた検討を進めております。財源の確保も含め、計画的かつ早期に整備できるよう進めていこうと考えています。

以上、一つ目の御質問の答弁とさせていただきます。

そして、二つ目の質問、防犯対策についての御質問の中で、私からは小中学校の児童生徒の防犯対策について答弁をさせていただきます。

防犯カメラにつきましては、現在全小中学校に一応設置はされております。うち、美里中学校、野上小学校及び小川小学校につきましては、総務課において設置した防犯カメラでございます。

また、学校、保護者、教育委員会の間において迅速な情報伝達を目的とした「すぐーる」というシステムも今年度導入し、不審者情報の連絡にも活用をしております。その他、月2回のあいさつ運動、登下校時の安全パトロールも行っており、不審者対応訓練も各学校で実施をしています。ハード・ソフト両面からこどもたちの安全確保に取り組んでいるところでございます。

以上、二つ目の答弁といたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） それでは、私のほうから徳田議員の2問目の防犯対策についての御質問の、教育課からの答弁に追加してお答えをさせていただきます。

本町では、平成28年度から平成30年度にかけては、県のきのくに防犯カメラ設置事業補助金を活用しながら、令和2年度まで町内15か所に防犯カメラを整備してきたところです。

設置場所につきましては、近隣市町とつながる幹線道路や交差点など、犯罪の予防等を目的に設置しているところです。

現在、カメラ映像は捜査機関からの犯罪捜査の目的で要請を受けた場合などに限り提供を行っているところでございます。

また、捜査機関からの要請を受け、防災無線を使って注意喚起の放送を行っているところです。

以上、防犯対策についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） それでは、空調設備設置状況ということで、これ9月議会からも前向きに検討されてるみたいなんですけども、やはり全国的には、今現在がね、全

国的にもやっぱり小中学校の体育館の設置状況ですけども、令和6年9月1日時点では、全国平均が18.9%になっておるみたいです。それで一番多いのが東京都で、これがまた88.3%になっております。その次に山形県が49%、次いで大阪府の42%になっておるみたいです。それから、現在の和歌山県においては15.3%ぐらいしかまだないみたいなんですけども、本当に、何て言うかな、一番空調設置において教育環境上の効果があるみたいで、学力、集中力向上、快適環境で授業に集中ということで一番授業に集中できるようになったとの報告があります。

快適に過ごせるようになったということで、あと体調の安定とかあるみたいでございます。

健康面の改善でも、空調設置を入れたことによって熱中症の発症者がほんまに減少したと報告があります。

もう一つ、これは多分教室でしょうが、これがおいしく、残さず給食を食べられるようになったという報告もあります。

それで、ほんまにぜひとも早期にやっていただきたいと思います。

それから、やはり私も4月から紀美野中学校にある体育館の前をよく通るんですけども、生徒たちも、やはり暑くてね、体育館の表に出てきてる光景をよく目にしますので早急にしていきたいと思います。これはもうこの答弁は結構ですので、次に続きたいと思います。

続きまして、二つ目の質問で防犯についてです。

一つ、防犯カメラのほうなんですけども、ちょっと三つあるんですけども、一つ目は各地区での要望があったらどうかってということで、地区の住民の方は、ここに防犯カメラがあったら絶対に防犯になるっていうところは必ず分かるはずですよ。そういうところへ設置する、地区半分、町半分とかいう、そういうあれはないでしょうか。

それで二つ目です。各家庭での防犯カメラの購入時には設置補助を考える考えはあるかということです。

もう一つ、三つ目、現在紀美野町には、道路沿いに、さっき総務課長が言われたみたいに15台の防犯カメラがありますが、これをちょっと今以上に増やしていく考えはあるか。それをちょっと答弁よろしくをお願いします。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 徳田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1問目の各地区からの要望があればというようなお話でしたが、もともと防犯カメラの設置に関して、防犯上安心するなどの前向きな意見もございますが、自分の家が映り込むなどのプライバシーの関係で否定的な意見もございます。

そんな場合は、映り込む家の承諾を得たりとか、映る角度の調整を行ったりして現在対応は行ってきたところでございます。

今後の増設については、効果的なものであるのかどうか、また特定の個人、建物を監視することがないように配慮できるものであるかなど、様々な観点から検討をしたいと考えております。

それから、2問目の家庭への防犯カメラの設置の補助については、現在検討の段階でも全くございません。現在はあまり考えておりません。

ちょっと、今後の増設のところも、先ほど最初にお答えさせていただいたものとかぶりますので、様々な効果等を検証した上で設置に値するかどうかというのを検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） 現在ね、防犯カメラで東京都が一番、今大分一般家庭とか、道路上とかにずっとやってるみたいなんですけども、何て言うかな、東京都の足立区でね、付けて本当によかったという意見もやっぱりあります。足立区で防犯カメラがあると安心できる、設置して本当によかったとほほ笑むのは足立区に住むFさん。2人の幼い子を育てていることもあり、闇バイトの被害を聞いたたび、怖くて不安になっていた。そんな声を受け止めてきた区議会の推進で、区は2023年11月から個人住宅向けに防犯カメラの設置補助を始めた。防犯意識の高まりを受けて24年度も継続するも、10月には上限に達するほどの好評ぶりということで、それで昨年の夏にネットで購入した防犯カメラを自宅に取り付けたFさんも区から半額の助成が受けられたと喜ぶ。カメラはセンサーが人を感知する録画・録音されるもので、スマートフォンと連携させて映像も確認できるということで、足立区でそういう声もあります。

それから今度、東京都の狛江市というところですけども、公道上のゼロから260台に拡大したということもございます。狛江市の通学路などでは13年度以降、防犯カメラが飛躍的に増えている。2012年まで公道には一つもなかったが、現在は260台超に拡大、都の補助も活用し、市議会がリードした。市内の保育園付近に先頃防犯カメ

ラが取り付けられ、町会役員のGさんは、安心感が違うと歓迎。町会長のKさんは車のスピードの抑制にもなると期待した。ということで、本当に防犯カメラ、スピード違反の抑止力だとか、そういうのになっているみたいでございます。

まだ、ぜひいうか、かなりやっぱり防犯カメラも1台大分しますので、なかなか厳しいとは思いますが、防犯の、何というか、逃走犯ですか、そういうのを見逃さないためにも公道上とか、そういうのを今以上にぜひ付けていただくことを願います。

それからですけども、情報のスピードっていうことで、紀美野町の住民の方に早く犯罪の情報を伝えることは重要ではないかと思います。なぜなら、情報を知った場合には、いち早く警戒し、地域の方々と連携できる時間が必要です。連携できれば、今以上に防犯意識も高まり、監視の目がよくなっていくと考えます。現在、先ほども総務課長がおっしゃられたみたいに防災無線ありますけども、これはまた年配の方で、耳の聞こえにくい方が多いと思いますので、やはり防災無線が鳴っていることも分からない人もおられると思います。それでも、70歳ぐらいまでの方はスマートフォンにこのアプリ取り入れたら聞けるのですが、80歳以上の方々はスマホを持ってなかったら厳しいかと思っています。

それで、80歳以上の方々に、スマホを持っていない方に、部屋に防災無線を聞ける手段が必要かと思いますが、有田川町とか、そういうところでしたら、その玄関の部屋のところに何か置いて聞ける体制はあると聞きましたが、その点はどうでしょうか。

それから、各地区ごとに、情報のスピードっていうことで、地区の区長さんとか、そういうLINEとつながって、こういう詐欺があったとか、今日はこういう空き巣が入っちゃあったとか、なかなか詐欺に遭われた方々は言いにくいとは思いますが、どこかに何かあった、こういう変な不審者が来たとか、そういうのも1個、その情報っていうことでも大切じゃないかなって実感いたします。その点はどうでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 徳田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今以上の設置を考えてはということです。その御質問につきましては、先ほどの回答とは重複しますが、様々な課題が設置にはございますので、もちろん有効な点も認識はしてございますので、そこら辺、総合的に判断しながらということにはなりますので、設置につきましては、また区長さん通して御要望いただければ、またこちらのほうで一

度検討はさせていただきたいというふうには考えてございます。

それから、その放送自体聞きづらいということですが、先ほどの1回目の答弁でもさせていただきましたが、捜査機関からの要請を受けて防災無線では注意喚起等の放送を行っております。ですが、なかなかおうちの中で聞くというのも難しいということで、こちらのほうでは、先ほど議員がおっしゃっていただいたように、スマートフォンでのライブビジョンを活用した伝達であったり、もしくはそのフリーダイヤルのほうへかけていただいて、防災無線の放送の内容を確認していただくということの啓発を一生懸命行っておりますので、そこら辺もまた議員通じて皆様方にお知らせをいただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） 先ほども申しましたですけども、80歳以上のスマートフォンを持っていない方でも、やっぱり玄関での情報を聞けるってということで、ぜひともしたいんですけども、ちなみに千葉県で鎌ヶ谷市っていうところで、現在高齢者世帯に電話d e 詐欺対策機器を無償配付しているのもあります。この機器を固定した電話に取り付けて電話に出ると、通話内容を録音する警告メッセージが流れ、自動的に録音を開始する。Oさんは使いやすく、不安が和らいだと話していた。市は県の事業を活用して無償配付を実施してきた。昨年度は1,032件の応募があり、応募者全員に配付。本年度はこれまでに229件あった応募に配付している。これは11月25日時点でみたいですけども。対象者は65歳以上の世帯につき1個。申請方法は、はがきかウェブで行っているそうです。

本当に一番大切に、一番狙われやすい高齢者の方が、いち早く情報で、できることを、この千葉県の鎌ヶ谷市ではないですけども、これを大きく期待しております。

その機器の導入についてはどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

○副町長（細峪康則） 高齢者の方とか、それから独り暮らしの方、そういう方のところに電話がかかってきたときに、この電話は録音されますよっていう、そういうやつですね。それは紀美野町、私も多分総務課でいてたときに、消費者行政の一環として、そういう電話を設置した記憶はございます。ただ、継続してその事業がされたかどうかっていうのは、ちょっと定かではないんですが、モデル的にはした記憶があって、

町内のお宅にそれを設置いたしました。

やはり抑止力効果ですね。もうこの電話は録音されますよって、誰からも電話かかってきたら、そういうのがまず初めに流れるということで、独り暮らしをしているお母さん、お父さんには、その娘さんとか、息子さんは非常に安心だっというようなことは、伝え聞いておりました。

それで、そういう機器は現在も当然存在しているのでありまして、その点は1回、過去どのような設置状況になっているのかも踏まえて、ちょっと調査研究をしていきたいと思いますので。以前、確かに記憶はあるんですけど、もう恐らく何年前、七、八年前になるんでしょうか、それぐらいになるとと思いますので、その後の追跡はちょっとできておりませんので。ちょっと、こちらにも調査したいと思いますので御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） さきの電話も含めてですが、やはり何回も申しますけれども、防災無線の事件とか、そういう情報も、そのスマートフォンを持っておられない80歳以上の方々に一刻も早く伝わるようにお願いします。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で徳田拓嗣議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 11 時 39 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 15 分）

続いて、6 番、埴谷高夫議員。

（6 番 埴谷高夫 登壇）

○6 番（埴谷高夫） まず最初に質問するのは、やはり太陽光です。美濃議員の質問にもありましたけれども、非常に私腹立たしい思いをしました。全く人ごとのような話なので、町条例、もう1回読み返してくださいよ。

こない書いてますよ、仕方がないけど、本町の豊かな自然環境、美しい景観及び町民

の安全で安心な生活環境と再生可能エネルギー事業との調和を図るため、必要な事項を定めることにより、もって良好な環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。そして、町は第1条に掲げる目的の達成のために再エネ事業の適正かつ円滑な運用を図られるよう、必要な措置を講ずる。ね、黙って見てたらいいんじゃないですよ。

それで私、写真、いろいろ太陽光の写真をお出ししました。それ見て、どういう感じをお持ちになったか。町長さんと、それから住民課長さん、お二方、お答えください。

それから竣工図面と強度計算書ですけども、これもね、もう町長さんは約束したんやから、議会で。出させますって。それやのに、いまだに出てない。課長さんに聞いたら、多分ないって言うんですよ。そんなんでいいんですか。

これはね、完成図書として必要な書類ですから、備えてなければならないんです、業者がね。備えてなければならない書類を、町長さんは出せって言うわけですから、向こうは出さない理由はないんですよ。それをお願いします。

それから、自立運転というのは必須なんですけど、これも課長さんに聞きましたんで、自立運転がどうなったかっていうのを教えてください。

それからフェンスも、それから里道の占拠、これをどないなったかっていうのを担当している人から3点について教えてください。

それから、一つ、これね、21年の4月1日より、事故報告っていうのは義務化されたんです。だから事故があったら、業者は国に報告せんなん義務があると、これ罰則があります。罰則もあるような報告義務があるのに、今ひどい状態でしょう。こういうことがあったら、2割以上の損傷があったら報告しなさいと、直ちに報告しなさいと。電話でも構いませんよ、直ちに、最初はね、報告しなさいとなつてると。そしたら、今業者が報告せんかったら、あなた方はどういう態度を取るのかというのを伺いしたいと思います。

それから、農業委員会の関係ですけども、会長さん出席ないので、これもあれですけども、一時転用違反っていうのは、もう解消したんですか。それをお伺いしたいと思います。というのは、私、前に言いましたよね、7分の1ぐらいしか一時転用の申請がなされてないと。1事業所についてですよ。だから、全く足りてないんですね、一時転用。だから、もし変更の申請がなかったら、あれ違法状態が続いているということになりますよね、一時転用違反です。それをどう考えているのか教えてください。

それから、地上権の設定がなされてない、ホープフルマリンについては、地上権の設定の確約書も出されてない、申請書にね、ついてないと。これは申請書不備です、はっきり言って。申請書不備なら受け付けられないはずなのに、もう通って、もう完了届も出るんですから、それはどうなってるのかお伺いしたいと思います。

このような太陽光を推進してきた町長さんですね、どういうことを考えてらっしゃるかっていうのは、これ全部明らかにして、また問いますけれども、今の時点でどういうことを思ってるか、お答えください。

それから、ちょっと、たくさんあるので。空調設備については、徳田議員からも話ありましたし、もう多くは語りません。補助金が小中学校については自己負担が15%ですからね、最高7,000万円ですけれども、早急にやってもらいたいと思います。

それにつけても、やっぱり体育館、あそこのスポーツ公園の体育館、あれに空調設備がないというのは、非常に情けない話で、何百人収容するって言ってるんですから、空調設備がないなんていうのは話にならないと思います。

そして、紀美野町の防災計画、私見ましたけれども、スフィア基準というのが反映されてませんで、1人当たり3.5平米必要やというのがありますけれども、私見ましたら、大体多いところで2.7平米ぐらいですね。だから、ぎゅうぎゅう詰めに詰め込んで、そして非常時の災害があったときに、そういう窮屈な思いを町民にさせるということに今なってます。早急に計画を見直して、そしてそうやったら入れない人がたくさん出てくるわけで、1,000人以上入れないというような話になりますので、その点どう考えているのかお伺いいたします。

それから、カーブミラーについてですけれども、私これも担当にお話ししてますので、担当から聞いてもらった方がいいんですけども、ある診療所の前にカーブミラーを付けてくれって言いました。というのは、下佐々地域ですけれども、下のほうから上がってくると、動木のほうから上がってきますとカーブになってて、坂になってて、その坂の頂上に診療所がある。私見ましたけれども、道の真ん中ぐらいまで行かないと見通しが利かないんですね、右側が見えない。お年寄りや障害者が医院にかかって、そしてそこまで出て、右を見通さないと見えない。こんなんではおかしいんじゃないですかということで、カーブミラーの設置を要求しました。

するとですね、カーブミラーはそういう私的なところには付けられませんという話でした。私ね、診療所ってというのは、地域医療の中核ですから、ここで多くの方が、ここ

のお世話になって、欠かせない存在になってるんですね。一般のその私企業の営利を目的とするところとは違います。

だから、そういうことを言いましたけれども、担当はもうかたくなに、それ駄目ですってという一点張りなんですけれども、町長さんはそんなんじゃない考えてるかというのを伺いしたいと思います。

ちなみに、私的についてるところはたくさんあるんですよ。紀美野町で私その後ね、私的にないって言ったんで、ずっと見てみましたら、幾つもあります。個人の駐車場から出たらカーブミラー、そんなんは幾つもあります。農協のところにもありますしね。農協だけしか使わんカーブミラーあります。そういうのを言ったら、それは今把握してないので、昔立てられたとか、今把握してないので分かりませんという話でした。それもね、おかしい話で、それやから付けよと言うんじゃないですよ。やはりケース・バイ・ケースですよ。ここが必要だと思ったら、やっぱりそういう場合でも付けてもらいたい、これが私の主張です。

それから最後に、消防署の職員の問題です。これは全協で話あったので、私、その体調があれで、欠席したので、すみません、申し訳ないんですけども、胸ぐらをつかんだということで処分というのが概略載ってました。ところが、私、私だけではなしに、皆さんそうだと思いますけれども、封書で告発文を頂きました。その中には、非常に様々なパワハラ事件が書いてました。

ひどいのは、この胸ぐらをつかんだ行為についても、飛び蹴りをしたって、最初なっておりますよ、飛び蹴りをした。飛び蹴りと胸ぐらつかむでは全然違いますからね、その飛び蹴りも1回じゃないんです。あるところでは、またそういう飛び蹴りやったと、ここでもやったと。それから、口論については様々なものが書かれています。

本当にこの胸ぐらをつかんだだけなのか。私、それ調べる術がありませんので、個別に聞いて回ったら別ですけども、そやから、そちらのほうで事情聴取をなさって、皆さんから事情を聴いたと。そういうことで、その胸ぐらをつかんだだけなのか、ほかにも、しかしいろいろあったのか、そこをお伺いしたいと思います。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(美野勝男) 暫時休憩します。

休 憩

(午後 1時26分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 2 6 分）

それでは、埴谷高夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

小川町長。

（町長 小川裕康 登壇）

○町長（小川裕康） 埴谷議員の御質問の最初のところに、写真を見て町長はどう思うかという御質問がございましたので、まずそれに私からはお答えさせていただきます。

写真を昨日ですね、頂きました。写真を見て、こういう状況でなってるんかなっていうふうに認識したところであります。というのは、檜河池の太陽光のこの事業につきましては事業の完了届もいただいておりますということで、当然、事業が完了すれば、そこから先は事業者が事業者の責任において太陽光発電を事業を進めていくというものでございますので、こういった状況については承知はしておりませんでした。

見せていただいて、ゆがみがあるというのは、写真では認識させていただいたようなところでございます。

以上でございます。

（町長 小川裕康 降壇）

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

（住民課長 森谷克美 登壇）

○住民課長（森谷克美） それでは、私からは埴谷議員の1番目の質問、檜河池下流域の太陽光発電設備についての1点目、モジュールの損傷がひどいか認識はあるか。2点目、竣工図面・強度計算書を提出させると言ったが、自立運転は必須だが、フェンスは、各どうなっているか。3点目、21年4月1日より事故報告は義務化されているが、どう対処するのか。6点目、このような太陽光設備を推進してきた責任を問うに対してお答えさせていただきます。

まず1点目の質問です。太陽光のモジュールの損傷がひどいとのことですが、町で管理している公共施設ではないため、損傷の度合い等、施設の管理、把握は行っておりません。事業者において損傷がひどいと判断されるのであれば、事業者において対応され

るものと考えます。

2点目の質問です。竣工図面の作成について事業者を確認したところ、施工図面で施設を管理されるとのことでしたので、適正に管理がされるのであればそれで問題ないと考えております。強度計算等は経済産業省の定める使用前自己確認制度により、事業者において確認がなされるものと考えます。パワーコンディショナーの自立運転については事業者の設備の話であり、町においては確認は行っておりません。フェンスについては、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインにおいて営農型太陽光発電施設については設置の省略について書かれていますので、必須の設備ではないと考えております。

3点目の質問です。発電施設が破損等した場合、所有者は事故報告を行う必要があります。施設が破損しているかどうかは、町管理の公共施設ではないため、事業者が確認し、破損等があれば、経済産業省へ報告すればよいものと考えております。

次に、6点目の質問です。東日本大震災以降、国が進めるエネルギー政策は大きく転換され、原子力発電依存型から、あらゆる発電施設を活用したベストミックス型へと移行しています。特に化石燃料等の乏しい日本において、再生可能エネルギーの普及は全国的に推進されております。紀美野町においても同様であり、全国的な流れとして再生可能エネルギーへの理解は必要であると考えております。

以上、簡単ではございますが、樫河池下流域の太陽光発電設備についての1番目の1、2、3、6点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長（中前貴康） 続きまして、私のほうからは、埴谷議員の1番目、樫河池下流域の太陽光発電設備についての2点目のうち、里道の占拠はどうなっているのかについてお答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、法定外公共物については、国から譲与を受け、町が管理しており、紀美野町法定外公共物管理条例などに基つき、適正な維持管理に努めているところでございます。

さて、議員御質問の里道の占拠についてですが、昨年12月に町で境界復元測量を実施したところ、太陽光発電設備の支柱が数センチ里道内に侵入しているように見受けられました。

現在、太陽光発電設備の事業者へも再度調査をし、測量結果を提出するよう依頼しているところでございます。仮に、里道内に支柱が侵入していることが認められた場合には、条例等に基づき適切に対応してまいります。

今後も、法定外公共物の保全と適切な利用を図るために、地元地区などの関係者と協力しながら、適切な管理に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長 (美野勝男) 吉見農業委員会事務局長。

(農業委員会事務局長 吉見将人 登壇)

○農業委員会事務局長 (吉見将人) それでは、私のほうからは、埴谷議員の1番目の四つ目と五つ目の極河池下流域の太陽光発電事業設備についての一時転用違反をなぜ放置しているのかと、五つ目の一部の事業者において地上権設定に関する申請書の不備があるが、どのように考えているかの御質問にお答えさせていただきます。

まず、四つ目の一時転用違反をなぜ放置しているかとの御質問でございますが、一時転用の許可は支柱部分のみとされており、支柱が埋め込まれているなどの明確に農地の形状でなくなる部分が転用の対象となりますので御理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、五つ目の一部の事業者において、地上権設定に関する申請書の不備があるかという御質問でございますが、当委員会では、これまで事業者から参考資料として契約書の写しを添付いただいていたございました。

しかし、農地法第3条における必要添付書類は、農地法施行規則第10条第2項には規定されておりますが、その中に両者間の契約書の写しの添付は必要書類とされてございません。また、令和3年8月10日に農林水産省経営農地政策課長名で農地法第3条第1項の許可事務の迅速化及び簡素化についての文書が発出されており、施行規則に定める1号から9号以外の書類の添付を求める場合は、その理由を明らかにすることとされてございまして、和歌山県や他の市に確認したところ、契約書を提出する理由がないため、提出は求めているということございまして、当委員会も求めないこととしてございます。

また、3条申請に登記簿についても添付がされていない理由でございますが、令和6

年３月２８日の農林水産省経営農地政策課長通知に営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合、農地法第５条第１項の許可の申請者に対して、５条許可に係る申請と民法第２６９条の２第１項の地上権に係る申請は同時に行うよう指導がございました。その際、農業委員会は３条許可の申請の添付書類は５条許可申請の写しをもって代えることができるとされてございます。そのため、３条申請には添付を求めてございません。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

（農業委員会事務局長 吉見将人 降壇）

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

（教育次長 東浦功三 登壇）

○教育次長（東浦功三） 私からは、埴谷議員の御質問２問目の避難所の空調設備と受入れ可能人員についてっていうところの御質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほども埴谷議員おっしゃっていましたが、そのとおり、小中学校の空調設備につきましては、計画的かつ早期に整備できるよう進めていこうと考えております。

また、スポーツ公園につきましては、従来から申し上げておりますが、屋内練習場をもう１棟造る、屋内練習場の宿泊室において空調を完備することにしております。

災害時、避難時に体調の悪い方、それから高齢者の方々などには、その宿泊室に避難していただくことを想定しております。

また、受入れ可能人数ですが、現在の体育館につきましても１人当たり２．７平米ということで、２７０人と定めております。それに準じて現在のところ、１人当たり２．７平米で計算しておるところでございます。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

（教育次長 東浦功三 降壇）

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） それでは、私のほうから埴谷議員の小中学校体育館や各集会所などでの避難所１人当たりの面積をスフィア基準に沿った見直しが必要ではないかという質問と、カーブミラーの設置についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、スフィア基準についての御質問にお答えさせていただきます。

令和６年の１２月１３日付で内閣府から、避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針が発出されました。

それを受け、県において作成している市町村避難所運営マニュアル作成モデルについても、同様に改正予定であり、改正作業が完了次第、情報が共有されると聞いております。令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についてや、スフィア基準などを踏まえての改定となっており、発災時には地域の特性や実情を踏まえながら、避難所等における良好な生活環境を確保し、適切な運営を行うために必要な見直しを行ってまいります。

以上、スフィア基準についての答弁とさせていただきます。

それでは次に、カーブミラーの設置についての御質問にお答えいたします。

現在、町では町道と国・県道との交差点、町道と町道との交差点など、町が管理する道路が関係する場所において、地区として交通安全対策上必要な場所を区長様から申請していただき、町職員が現場を確認し、必要性や設置場所、鏡面の向きなどを確認した後、カーブミラーを設置することとなります。

議員御指摘の場所付近は町道と町道との交差点にカーブミラーを設置しており、区長から要望いただき、今年度、鏡面の曇りにより取替えを行ったところです。

民有地から町道等への出入りで左右の見通しが悪いため、町がカーブミラーを設置することは、先ほど申し上げた基準には合致しないため、町として設置できませんので御理解いただきたく存じます。

以上、カーブミラーの設置についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

(副町長 細峪康則 登壇)

○副町長（細峪康則） 埴谷議員の4番目の質問、消防職員の暴力行為についてにお答えしてまいります。

この事案につきましては、昨年の10月29日、紀美野町ホームページの問合せフォームに匿名で通報があり、紀美野町職員等の公益通報に関する要綱、紀美野町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例並びに施行規則、紀美野町職員の懲戒処分等の基準等に関する規程に基づき、調査や審査等を行ったものであります。

そして令和7年2月5日に懲戒処分をし、公表したところでございます。

それでは、令和7年2月5日に懲戒処分に至った経緯を時系列に申し上げます。

昨年の10月29日、紀美野町ホームページの問合せフォームに匿名で通報があった

のが始まりです。その内容というのは、消防本部での暴力、職員の職務怠慢（勤務中の居眠りや仕事を部下に任せて仕事をしない）について調査してくださいというものでした。

この通報により、直ちに副町長を委員長とする公益通報委員会を設置しました。

通報の内容が具体的ではありませんでしたので、事実を把握する必要があったために、アンケート調査を消防本部内で実施いたしました。

12月10日、アンケート調査の集約が完了したということで、消防長から公益通報委員会に調査結果が提出されました。

12月18日には、そのアンケート調査結果の概要を消防長から聞きました。

この調査結果において、令和6年10月19日に暴行行為の可能性があることから、消防本部内での暴力については公益通報として受理の決定をしました。そして町長にその旨を報告いたしました。

同日、12月18日から27日まで消防本部消防職員20名の聞き取り調査を行いました。

年が明け、令和7年1月9日に聞き取り調査の結果について、公益通報委員会を開催し、1月14日には特定の職員による暴行行為が認められた旨を町長に報告しました。ここで言う暴行行為といいますのは、飛びかかり、胸ぐらをつかむというものであります。

直後、町長から消防長宛てに公益通報委員会の調査結果の通知が行われました。

その後、消防長から紀美野町職員懲戒審査委員会へ職員の処分について意見を求める諮問がございました。

翌1月15日に第1回目の懲戒審査委員会を開催し、諮問された内容の確認等を行いました。

そして、1月16日、17日の両日に消防職員17名から聞き取り調査を実施し、1月22日に聞き取り調査の結果の精査を行って、1月28日に懲戒審査委員会委員長から消防長へ答申を行いました。

1月30日には議会の全員協議会の場で、これまでの経過を報告させていただきました。

そして、2月5日に減給10分の1、4か月の懲戒処分をし、内容を公表したものでございます。

さて、議員の御質問に、各議員に送付された訴えの内容と、町が公表した不祥事の概要に相違があるのはどうだったのかとありますが、各議員に送付された訴えの内容は、町は全く承知してございませんので、これ以上のお答えはできかねますことを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

(副町長 細峪康則 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 1点目ですけれども、完了届が出たので、あとは業者がやると、こういう答弁でした。それはね、もうあまりにも無責任過ぎる。私さっき条例読みましたよね。再エネ発電事業の適正かつ円滑な運用が図れるよう必要な措置を講ずるとというのが町条例でしょう。そして、それでもって地球の温暖化対策の推進に寄与するまで書いてあるんですよ。環境保全をします。そういうことでしょう。これね、ひどいんですよ、見てもらいましたよね、この写真。一つ、334、334-1の写真見てもらえますか。334と334-1、これですね、この一番左側の下は、もうクレーター状に穴が空いてるんですよ。それで溶けてますよね、上。これどういうことかと言いますとね、これトリナソーラーですけれども、EVAという接着剤が使われてるんです。その接着剤はエチレンと酢酸ビニルという共重合樹脂というらしいんですけれども、2023年4月1日にがん原生物質に該当するとされたんです。これそのままでは固まって、非常に有益なっていうか、劣化したら駄目なんですよ、しかし、今のところ広く使われてます。しかし、加熱するとこんなにやって穴空いてですよ、加熱されてクレーター状になってるんですよ。そしたらどうなるかって言うたら、アセトアルデヒドとホルムアルデヒド、ホルマリンとかね、あんなんですよ。人で発がん性物質のあるものが出てくるんです。

それで、ここはこれ一つですけどね、全域なんです。こんなやって全域がひどい状態になってると。発電しませんよ、こんな。あそこにあるのは、ただパネルが並んでるだけ、壊れたパネルが並んでるだけ。そういう話なんです。しかも、壊れてるから有害物質が垂れ流し。こういう施設なんです。それでも、あなた方は業者の責任において報告もしないし、それは業者がやるんですよって、それでほっとくんですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 先ほども議員に御答弁いたしました。写真を見せていただいて、こういう状況というのは認識、承知したということをお答えさせていただきました。

完了届が出てますので、当然そこから先は事業者が事業を進めていく上での話であるし、それは事業者の責任において進めていくものであるということはそのとおりであります。しかしながら、今埴谷議員も言われているように、現場の状況は見ていただいたところ、こういうことでありますので、当然何かあったら事業者は経産省へ報告するという義務があると、それも認識しておりますので、そこらあたり事業者はどうされてるのかっていうことを1回、町でも確認はいたしたいと思います。完了届が出てますので、そこから先、全く町は関知しませんということでは、もちろんございませんので、それは一度この写真を頂いたわけですから、こちらでも問合せは1回してみたいなというふうに思っております。どういう状況かということも報告も求めたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 課長の答弁、訂正してください。完了届出てるから私とご関係ないんやという発言しましたよね。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 先ほど私、私が1回目の答弁で申し上げました事業者において対応されるということですが、町のほうでも一度確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 町はね、指導もできるし、勧告もできるんですよ。今まで何度も機会があったんです。私らこれ最初から言ってるんですもんよ。最初の計画できたときから谷底低地で地盤軟弱でね、不同沈下が起こりますって言ってるんやから。そういうのをあなた方はずっと放置してきたんですよ、指導もせずに。指導せなあかんやないかと、地盤調査をちゃんとせなあかんやないかと、そういう話をずっとしてきたんですよ。

ほんで今になってですよ、出来上がって、私とご関係おませんって、業者の責任でや

ったんですからって、こんなものは通らないですよ。そういうための条例でしょう。そういうための条例。こんなべらぼうな、ばかな話はないですよ。

そしてさっきも言いましたけど、地球温暖化に寄与してないでしょうが、あれ。発電しないんやから。発電できないんですよ。ほとんどの太陽光は壊れてる。まともなのが少ないんですよ。何%をしてるか、私は分かりませんが、壊れてるのは20%どころでないです。もう一番こっちの2番目、329-1なんかはもう全部です。パネル全部壊れてます。だから発電しないんですよ、あんなところ。そういう状態であるのに、あなた方はこの条例に基づいて太陽光パネルが今あって、それは業者が勝手にやるんですよって、それは通らないですよ。発火したらどないするんですか。

これは、さっきの写真見せましたよね、これ燃えてるんですよ。燃えてるからこなくなったんですよ、これは。燃えてるからクレーター状に穴空いてあるんです。

あと、燃える物、何か葉っぱが落ちてきてね、ここにあったら、それ燃えるんですよ。火花が散って下に落ちたら枯れ木が燃えるんです。ここはまあ水浸しやからね、大丈夫ですけどね。燃えるんですよ。発火したらどない責任取るんですかって。それは業者が悪いんです。そんなこと言ってられないですよ。

いずれ国が調査に入るでしょう。そのときには町は何してたんですかって話になりますよ。そんなんでもいいんですか。町の職責果たせてますかって、こういう話でしょう。

もう一回答弁願います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 埴谷議員の御質問にお答えをいたします。

我々が条例をつくった大きな目的というのは、その1条にもありますね、良好な環境の保全及び地球安全化対策の推進に寄与するということで、そういうことで条例もつくりましたし、大きなところは業者が勝手にどんどん進めていくっていうことを、やはりそれではまずいということで、条例もつくって今に至ってるところであります。

先ほども申し上げましたが、完了届をもらったので、そこから先は事業者が事業者の責任において進めていくというのは、それはそのとおりでありますし、町がそこへちょこちょこクレームとか、いろんなことを言うていくことはちょっとおかしいなと思っておりますが、先ほど埴谷議員に説明、お答えしたように、こういう写真を頂いて、こういう状況になってるっていうのは認識もいたしましたので、事業者はこれについて経産省へ報告してるのか、今はどういうことになってるのかっていうことについては、うち

から一度事業者の確認をいたしたいと、このように思っております。それはできるだけ早い段階でやっていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 早急にやってください。

それからね、町は関係ないことないですよ、完了届が出たからって。農業委員会はずっと関係するんですよ、あと。作物、サカキがどないなっているかっていうのは報告義務があるわけですから。ところが、サカキはここはもう無理です。というのはさっきも言ったように、下で農作業できないんですから、危なくて。上からこんなして燃えたのがね、酢酸なんか落ちてくる、ホルムアルデヒドが落ちてくる、こういう下で農作業なんかできませんよ。今、カエル、えらいことになってますけどね。早く救出しないとえらいことになる、まあこれ関係ないですけども。

そんなんでね、全く関係ないことないですよ。これからも町は責任持たんなんです。最終、あれが国で、国はあれやけども、農林水産省がもう駄目です、営農型駄目ですということになったら撤去ですよ。撤去になって、あそこほられたらどうするんですか。

町はあのまま、業者の責任でもってやってもらいますって、ずっと待ってて、何年もあのままほっとくんですか。

そんなことにならんでしょう。行政代執行か何かすると、撤去すると、そんな話になってくるんですよ。もう早晩なってきます。そのときに、あなた方はどうするんですかっていう話も、今ほんまに勘定に入れとかんかったら、責任放棄も甚だしい。

私ら町は、まあ業者がもう最大の責任者ですよ。しかし、町は本当に責任があると、本当に思ってます。

これ今までずっと警鐘を鳴らしてきて、これは駄目ですよって言ってきたんやから。それをあなた方は勧告を一度もせずにはですよ、勧告する機会は何度もあった、それもせずにこれを認めてきたわけですから。重大な問題だと思います。早急に事故報告を上げるように言ってください。

それから次に移ります。

竣工図面、吉見課長からね、竣工図面いただきました。竣工図面じゃないな、最終的な図面頂きました。ところが、あの図面はパネルの枚数も違うし、一番肝腎なのはね、杭の長さが違う。向こうからもらったのは、2 メーター 3 0 って書いてるんですよ。あ

そこでやってんのは2メートルでしょうが。2メートルやのに、何で2メートル30の杭が出てくるんですか。2メートル30の杭を打ちましたって書いてある、この設計図にはね。2,300ミリって書いてますよね。2,300ミリの杭なんか見たことないです、あそこで。1,800ミリは見たことがあります。私も測りました。杭の長さというのは2メートル、2メートル、それから1メートル80、一番関心事でしたから、しょっちゅう測りに行きました。この杭は何メートル、彼らはごまかすからね、だから何遍も測りに行きました。

今言ったように180センチの杭はありましたが、2メートル30の杭はありません。ということは、うその資料をいまだに彼らは持ってきて、これでいいんですよって言うてるわけですよ。こんななめられた話ないでしょうが。

竣工図面はね、なかったらあかんのですよ。それを町が必要とする書類として求めたらええだけなんです。完成図書の一環として、なかったらあかん、事業ガイドライン、エネルギー庁の出してる事業ガイドラインにも書いてある。完成図書の一つとしてなかったらあかんのですよと、電気事業法もそうです。法律で求められる書類ですから、彼らは保管してなかったからあかん、国から出せって言われたら出さなあかん書類なんです。そやから、ないのがおかしいんですよ。町も、それ必要ですよって、同じもの出してくださいって言ったらですよ、出さざるを得んのです。それを何で言わないんですか。

前にJPEAの申請書も、私頂戴と言ったら、いまだに出てきませんよね。そんなじゃ駄目ですよ、ちゃんとください。

それから、自立運転、木で鼻くくったような答弁するよな。何で自立運転はね、業者の責任なん、申請書に自立運転ありますとかちゃんと書いてあらして。

みんなに配られました。説明会のときにね。一番これの売りは何か。この太陽光の売りは何かといったらね、自立運転なんです。FIT法では30%自家消費、30%で自家消費しない場合は、自立運転機能を付けるってなってあるんです。そやから彼らは自立運転機能を付けましょうと。給電設備、何か災害あったときに、あそこからコンセントで、携帯電話でも何でも付けれますよって。それが売りだったんです。それを何度も彼らは言いました。

ところが、実際のこの太陽光、見てごらんささいよ、ついてないでしょうが。あのファウエイの種類はね、自立運転機能なしなんです。

彼らはね、自立運転機能を付けたら15万8,400円、これヤフーですけどね。こ

の機種ですよ、11万2,200円。これは自立運転機能ないんです。今付いてる、10基付いてる。自立運転機能は、あの下にもう1箱付かなあかんのです。

こんな格好になるんです。これが自立運転機能付です。ファークエイの種類はね、これ高いんですよ、彼らはそれけるために自立運転機能付けてない。そんなばかな話ないでしょう。国もだましてるし、住民もだましてるし、それをね、関係ないなんていうような発言をするっていうのはとんでもない話です。住民だまされてるのに、それ関係ないんですか、あなた方は。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えします。

ソーラーシェアリングのことにつきましては、たしかFIT認定が2019年以前のものについては適用が除外されてたと思うんです。対象の檜河池のところのFIT認定が2019年のものでしたので対象外になっているものと認識しております。

設備につきましては、あくまでやっぱり事業者さんの設置しているものですので、もし経産省への届出と条件が違うものであれば、それはまた改めて確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） ちょっと私認識違うので、令和2年の4月のFIT法改正でこれが決まったと思うんですけども、そうじゃないと言うわけですね。そしたらもう一回確認しましょう。

給電用コンセントというのは、町へ出した書類にも書いてあるんですよ。それはどうなんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

給電用コンセントというものにつきまして、条例規則では特に設けてはおりません。あくまで位置図ですとか、現況図とか、求積図とか、土地の利用計画、計画平面・断面、排水の平面があればいい、その他ちょっと数々あるんですけども、そういう細かな設備までは基本的には求めておりません。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） あなた、前にも同じようなことを言いました。それは業者と住民が結んだ契約といいますか、取決めだから町は関係おませんって。そんな態度はね、ないでしょうって私何遍も言ってるんです。先ほども言ったでしょう、事業の適正かつ円滑な運用が図られるよう、必要な措置を取るのがあなたの役目なんですよ。

そやから指導もします、勧告もしますって、こう言ってるんでしょう。何もしない。業者が言ったら何もしないというのが、あなたの務めじゃないでしょう。

住民説明会でこういう説明をしましたと。それは違いますってなったら、町長さん、えらいことですよ。住民説明会で何度も彼らは給電コンセント付けますって言ってきたんやから。それがついてなかったら、説明会は何ですか。何でもいいことになってしまいうでしょう。それは住民と業者の話ですか。

町長さん、答弁ください。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） ただいま議員からおっしゃられてる給電用のコンセントという件であります、住民説明会で付けますということを住民の方々に説明して、しかし、現在ついてないとおっしゃられておりますね。先ほど申し上げた現場のパネルの事故報告をしてるかっていうことを業者に確認をいたしますが、今のこの話も同時にその確認はいたしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 竣工図面と強度計算書は答弁もらってないので、それについてお答えください。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

強度計算と竣工図面につきまして、管理に当たって竣工図面でなく、施工図面で管理されるというお返事をいただいておりますので、それで経済産業省の運行前自己確認ができるのであれば、それで結構ですとお伝えさせていただいてます。

強度計算等につきましても、同じように経済産業省への届出で確認されていると認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 竣工図面の話は、あなたがしたんですよ、私に。図面を出せ、図面を出せって言ったら、それは今は出せませんと。竣工したら普通は竣工図面を出すんです、これが普通なんです。だから竣工するまで今は出せませんという話だったでしょう。

完了届まで出て、何で竣工図面が出せないんですか。ごまかしたら駄目ですよ。町長さんもそれについて、乗っかって、乗っかって言うたら失礼か、それで言ったんですよ。課長が答弁したと、竣工図面と強度計算書を出させますと言ったんですよ、ここで。皆さん聞いてますよ。それを何で出ないんですか。

○議長（美野勝男） 埴谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

前回、一般質問の回答で、運転前自己確認で竣工図面が作成されるのであれば、それを頂きたいと考えておりますという御説明はさせていただきました。

竣工してから実際、作成されるのですかと確認したところ、実際竣工じゃなくて、施工図面で確認はできるんで大丈夫ですっていうことだったので、じゃあ、竣工図面は作成されないのですねと問い合わせたところ、建築基準法上の建築物でもないの、そこまではしていないのが現状ですというお返事をいただいております。適切に管理されるのであれば、施工図面でも管理していただけたら結構かと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） その施工図面が、吉見さんがもらった図面で、それでいいんですか。それでちょっと話してくださいよ。

○議長（美野勝男） 埴谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

先日、農業委員会の担当の者に、うちに頂いてる施工図面が農業委員会に出ているものと同じか確認したところ、見た感じは同じですということで話いただいております、同じものだと認識しております。

まず、経済産業省では主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図ということになってますので、それで確認できてるのであれば、それで結構だと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そしたらね、もう全然、全然ということないけども、違うんですよ。私、現物と比べてみましたけどね、パネルの位置も違うし、枚数も違う。一番肝腎なのは、さっきも言ったように、杭の長さですよ。彼らは杭の長さが足りないと。2メートル30なかったら下へ届かない、まあ2メートル30でも届かないんですよ。しかし、2メートル30なかったら届かないと、そのほうがいいやろって言って、2メートル30で出してきてるんですよ。

 そんなばかな話ありますか。私もさっき言ったように2メートルしかないんです。所によっては180センチの杭しか打ってないんです。うそですよ、これ。それはどうなんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

 杭の長さが2メートルなのか2メートル30なのか、我々もちょっときっちりと把握してないところあるんですけど、基本的に2メートルのスクリュー杭が設置されているものと認識しております。

 資源エネルギー・産業技術総合開発機構におきましても、スクリュー杭が有効であると、営農型太陽光に関しては、太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン2023年度版で示しておられますので、適正なスクリュー杭が使われているのであれば、それで結構かと認識しております。

 以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 長さは関係ないんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が営農型太陽光発電システムに求める杭の抵抗力試験結果の概要の中では、どちらかというと、その杭の周面摩耗係数っていうものを重視しておりまして、杭と土との摩耗度、抜けにくい、抜けにくい、そういうものを算定するのが基本的な杭の選定だということで示されておられます。

 以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） あんたおかしいこと言うね、周面摩擦なんていうのは、長ければ長いほど多いに決まってるでしょうが。皆一緒ですか、短くても長くても。そんなわけないでしょうが。2メートル30と2メートルじゃ違うんですよ、あなた、それでさっき美濃さんの質問に、支持層まで到達するか到達せんか、そんな話もしたでしょうが。2メートル30だったら到達するところもあるかも分かりませんが、2メートルだったら到達しない、そういうことだってあるでしょう。大きな違いなんですよ、支持層まで届くか届かんかっていうのは。あそこは駄目ですけどね、どちらでも駄目なんですけど、こういうごまかしの書類をね、平々凡々と受け取ってるっていうこと自体がおかしいんです。

そんなんあきませんって、訂正してくださいって、おかしいですよって返したらいいじゃないですか。正しいのを出してくださいって、言えませんか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

周面の摩耗係数の話、ちょっとスクリー杭の、どちらかというと羽根の枚数とか、そういうもので摩耗係数が変動するようです。

それと美濃議員のときに申し上げたのは、ちょっと、岩盤支持層にスクリー杭が当たるとスクリー杭が破損するおそれがあるというお話をさせていただいたところでございます。

でも、事業者において、あくまで施工の管理ですけども、施工図面で管理ができるとおっしゃっている以上、ちょっと町で発注してる事業でもありませんし、町で規格とか、仕様を定めて、それで適合しているものでないと設置できないとか、そういうものでもございませんので、そこまではちょっと求めることができないと考えております。

以上です。

○6番（埴谷高夫） ちょっと議長、休憩してもらえませんか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午後 2時19分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時21分)

吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） この部分のこの資料については、多分国の資料になるんか、ちょっと分からないんですが、県とも相談した中で、柱の部分だけ、フランジがありまして下の農耕作に関しましては、耕作に支障が来さないということでございますんで、それは問題ないかと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 何で支障来さんのよ。20センチのフランジやったら、ここがもし何かよ、植物が伸びてきたら当たるやない。支障来してるやない。そこはあんた、トラクター通れる、よけんなんで。杭だけよけたらよろしいって、フランジよけやんでもよろしいっていう話やで、あんた言うてるのは。そんなんおかしいんやないの。

というのはね、私このフランジの話しますとね、専門家も知らなかった。よそでも下の径でやってました、間違ってたって、フランジでやり直しますって言って全国的な業者ですけども、言いました。

そやから、フランジなんですよ。今言ったように、フランジでもって耕作できないっていうことになってるんで、その下の柱なんかは関係ないでしょうが。今言ったように、柱は植物もちろん生えてきませんよ。しかし30センチのところ、何で3メートルや2メートル50になってるかって言うたら、それは大丈夫やからや、関係ないから。しかし30センチのところにフランジがあったら、20センチは関係あるでしょうと、そういうことなんよ。理屈分かりませんか。

県がこれでいいって言ったかって、それ間違ってますよ。そこに写真があるんやもん。それ農林水産省が出してるんですよ。私勝手にそこら引っ張ってきたん違いますよ。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） すみません。恥ずかしながら、初めてちょっとこの書類を見たような感じになるんですが、うちもそういったことで各市町村とかと話したり、情報交換してる中で、そのフランジの部分についたら、先ほど話させていただいたとおり、実際そのここの際まで何か植えるっちゃうわけではなくって、農機具っていうのは、その木と木の間を走らせたりとかしたりしますんで、その部分について問題ないでしょうという話でございました。

そういった中で、うちの農業委員会としましては、下の実質の変換した部分、農地から農地の形状をなくされた部分のみで許可出していきます。

以上です。

○6番（埴谷高夫） それ、農林省間違ってるのか。そこまで言ってよ。農林水産省、その図が間違ってると言ってよ。

○農業委員会事務局長（吉見將人） すみません。農林水産省が間違っているとかっていうことは、私はよう言いませんが、実際に、うちの農業委員会では、そういうふうにして判断していきます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 農林水産省がこうですって言うてるものを、うちの農業委員会はこうですって、独自に基準をつくってやってるんですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） もう一度、県とか国とかに再度確認させていただければなと思っております。

申し訳ございません。再度、また確認した上で、また報告させていただければと思いますので、また次回よろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） フェンスはね、おっしゃるとおり、必須というか、そうではないんです。しかし、もし付けられない事情があったら、それはその付けられない事情を付けて報告してくださいねっていうのが経産省の言い分なんですよ。

付けられない事情って何かあるんですかって、それを聞かないと駄目でしょうが。

これも住民に説明したんですよ。危ないから、こどもが入ってくるかも分からんし、そういうのは危ないからフェンス付けましょうと。ましてや、あそこはカエルが町の文化財に指定されて、こどもらが見に来るっていうようなことまで予想されるんですよ。

それやのに、フェンスもないままでいいんですかと。そういう話ですよ。

危ないからフェンスを付けるんですよ。農業に支障がなかったら、農作業に支障がなかったらフェンスは付けるんです。あそこの柳瀬さんところのビオトープのところの間なんてのは関係ないでしょうが、フェンス付けても。どんな農作業の支障があるんです、そういうことを説明しないとイケないんですよ。そんな話じゃないんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

経産省への届出をして、フェンスを省略するというルールになっているので、経産省のほうへ届出がなされているものと認識しております。

先ほどの件もお問合せはさせていただきますので、併せて確認したいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 経産省へ届けて、付けられませんかというわけにしたら、住民との合意は何ですかって話になるから、それは説明責任ですよ、説明が要るんです。それが町が仲立ちして、あんな業者ですから、裁判まで起こしますよって住民を脅しにかけているような業者ですからね、こちらから言うというわけにはちょっと難しい。しかし、町はね、それを言う義務がある。町民の生命・財産を守ると、先ほどの条例読んでもそうですよ。そういう義務があるんですよ、あなた方。はい、それでやってください。

それから、最後に町として、やっぱりね、この太陽光は大変なことになるっていうのは、もう今の状態見たら分かります。まだ沈むんですよ。今の状態で10センチ、20センチ沈んだだけでこうなってるんです。まだまだ沈みます。

そしたらどうなるか。絶対発火するんですよ。発火したときにどないなるんかっていうのをね、勘定に入れてやっとかんかったら、まして土壤汚染なんていったら取り返しつきませんよ。

あそこは下のほうで、何か酒屋さんとかあるんでしょう。そんな水なんでしょう。そんなところで、上で土壤汚染なんか始まったら、それもう大変なことです。

そこで町の責任は重いと思います。一刻も早く撤去すべきだと思います。撤去すべく国と話し合せて、これはもうあかんやないかと。国から撤去するというような話をしてもらえませんかとかね、そんな話を町はすべきですよ。

勧告すべきですよ、もちろん。報告しなさいという勧告をする。報告せんかったらね、公表したらいいんですから。国へ言ったらいいんですから。そういう一つ一つの手続をもって、あの危険な太陽光を一刻も早くやっぱり撤去させる。お金のあるうちに。

だから、この場合はもうフェンスとか自立運転機能とか、もう度外視して、もう関係ないですから、早く撤去させるということでやってもらいたいと思います。どうでしょう。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたが、写真を頂いて、こういう状況である、写真を頂いて認識させてもらったようなところもございます。先ほど事業者に対して経産省へ報告したかどうかというのを確認しますって、申し上げましたけども、できるだけ早いうち、以前1回私も現場を見せてもうたことがあります。そのときには、まだ全て完成してなかった、まあパネルは敷いてたという状況で見せていただいたことがありました。

そのときには、そのときって言うんですかね、モジュールがきれいに並んでいる状況は確認をいたしておりますが、その後は確認はしておりません。よって、議員からこういう写真も頂いておりますので、私も自分の目で1回確認をしたい、このように思っております。

そして、その上でっていうことになるかと思えますけれども、まずは1回確認をして、そしてまたそういう状況で業者に1回確認もしてみたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） もうどちらでもいいんですけども、町長さん、ちょっと違いますよ。あれは沈んでるから見に行ってくださいって言って見に行っただけじゃないですか。そのときもう既に沈んでたんですよ。だから、沈んでたら、いわゆるあの上の架台は、たわんでた、ゆがんでたということになってるんです。

まだ、パネルにはね、支障は来してませんでしたけどね、架台はゆがんでました。

それからカーブミラー、もうのれんに腕押しで、やっても仕方ないんですけども、私ね、何て言うかな、優しい町政というかな、それ標榜してますよね、町民に優しい。

そしたらね、なぜそういうことができないかと思えます。カーブミラー一つ付けただけで、あの地元の人が安全で安心してあそこを渡れると。みんな、先ほども言ったように高齢者や障害を持った方たちですよ。その人らがあの何メートルあるか知りませんが、6メートルぐらいか、6メートルもないのかな、あそこを渡るのに、どんだけ苦労して渡られているか。事故もあったそうです。そういうところで、私はあそこに立ってましたけどね、飛ばす飛ばす、みんな。むちゃくちゃ飛ばすんですよ、あそこ。なぜあんなところで飛ばすのか、よく分かりませんが、40キロ、50キロの話じゃないですね。もうちょっと出てますね、あんな狭いところで、ああいうスピードで走られた

ら、渡ろうにも渡れないんですよ。1回現場見てください。これはちょっとやなと思ったら、考えてください。

一応、答弁いただきましょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） カーブミラーの件についてお答えをさせていただきます。

議員が言われてる現場のことについては、私もよく承知しているところであります。ただ、先ほど議員がケース・バイ・ケースでっておっしゃられましたけども、これはなかなか、町とすれば、じゃあ、誰がそれを判断するんか。ケース・バイ・ケースっていうのはちょっと難しいことかなと思っております。

個人の家から出ていくときにカーブミラーっていうのは、それは個人が付けたカーブミラーっていうのは結構あちこちにあるっていうのは認識しておりますが、私も自分で出ていくときにそういう付けたこともございます。ですから、ちょっとこれは議員言われるのは大変難しいと思いますが、それはせっかくいただいておりますので、少し研究もね、させていただきたいなど。ただ、一番考えてるのは、じゃあ、それであればその診療所の先生に、先生、ここへ付けてほしいよっていうような声が患者さんから起こらないのかなっていうあたりはどうなんでしょうかねと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 次行きます。

消防署の件ですけれども、同じこと聞くんですが、胸ぐらをつかんだっていうのは1件だったんですか。ほかにはどんな暴行事件もなしに、そういう、何て言うかな、パワハラめいたこともなしに、それだけだったんでしょうか。訴えがあったのはね。それだけ聞かせてください。

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

○副町長（細峪康則） 議員おっしゃってるのは、アンケートということですか。

○6番（埴谷高夫） アンケート、事情聴取も含めて。

○副町長（細峪康則） アンケート、それは公益通報に当たるか当たらないかという部分のことではありますが、それを調査するためのアンケートでありました。

正式に公益通報と認められる場合は、氏名であるとか、いつ起こったかとか、時間とか、そういうものがはっきりしてないと当然、公益通報としては認められませんので、

曖昧な部分は公益通報というふうには認めておりません。

その10月の19日の何時、8時25分頃に誰々と誰々のもみ合いか、そういう暴行行為があったというアンケートがありましたので、それゆえに公益通報として認めたものであります。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） それはホームページに載ったのと符合するものだったということですか。

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

○副町長（細峪康則） 一番初めにも申しましたが、町のホームページ、これには本当に、これ1行でした。

消防本部内での暴力。そして職員の職務怠慢（勤務中の居眠りや仕事を部下に任せて仕事をしない）について調査してくださいと、この一文だけが町のホームページに載ったものでありますので、これを基に消防本部内で本当にそういうことがあったんだろうかと。この通報の内容って、すごい曖昧です。漠然として、真実かどうか全然分かりませんよね。ですから、消防本部内で調査をするためのアンケートを取ったものでございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そしたら、その暴行以外に任務懈怠というか、いろいろあったわけでしょう。仕事をしない。居眠りはまあね、あるかも分かりませんが、激務の方たちですからね。しかし、人に仕事を任せて自分がやらないっていうような行為もあったわけでしょう、それは処分の対象になってないんですか。

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

○副町長（細峪康則） その件に関しましては、処分の対象というのは、結局、暴力とか、そういう懲戒の手續に関する効果に関する条例と施行規則、それから懲戒処分の基準、そういうものに照らせて審査をするものでありますが、まず、これは通報から入ってきてまして、通報が来て、それが公益通報に当たるものかどうかを審査いたしました。

ですから、先ほどのその職員の居眠りであるとか、部下に仕事を任せて仕事をしない。これは、いついつ誰がどんなんであってという明確な部分がないので、こういう部分に関し

ては、公益通報としては対象外ということでありまして、公益通報の受理というのは、この件にはしておりません。ただし、公益通報委員会としては、これは消防署内で起きている、当然アンケートにもそういう類いのものが来ているということで、職場の環境をよくする、そういうことは消防長にも強く伝えたところであります。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 今度、何人も辞められるんですね。1 人や2 人って話じゃないでしょう。やはり何か問題があるんじゃないんですか。私そう思いますけどね。何か残ってなかったら、そういう澀って言ったら変やけど、そういうわだかまりみたいなものが残ってるから、大量に辞めるわけでしょう。それでなかったら、みんな志を持って消防署員になったわけですから、そんな簡単に辞めるってことはないんですけども、しかし実際に皆さん辞めていくと。これはやっぱりね、解決せなあかん問題が残ってるんじゃないんですか。そんな上っ面だけでなくていい問題で私ないと思うんですけども、そういうところはどうでしょう。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） ただいまの埴谷議員の御質問にお答えいたします。

確かに、早期退職職員がいることは事実ですが、私そういった申出がある都度、きちんと、どういった理由でというのを確認させていただき、またできる限り継続してといったような話もさせていただいておりますが、おのおの私なりには全て本人の事情による転職であり、退職でありといったふうに私自身理解しております。

たまたま、この時期に、このタイミングで重なったというふうに私自身は理解しているところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 皆さんね、やっぱりそれぞれ、いかにこの仕事が重大だと、重大な問題なのかっていうのはね、みんな自覚してやってるわけですから、それを1 人、2 人だったら分かりますよ、辞めるのがね。ところが、そういう人数じゃないと。多くの人が辞めていくって言ったらね、やっぱりそれは、個々に事情があったとしても、やっぱりこれはね、私そういう話、経営者だったらですよ、自分が経営者のときは、社長がこんなして皆辞めていく、これは何かあるなって、そら事情はありますよ、事情は後

から付けたんもありますからね。しかし、本当にそれでいいんですかっていうのをね、やっぱりちょっとね、深く掘り下げてやらなかったら、またまた同じような問題が私は起こるように思う。

だから、そこら辺をね、もう少し、消防長さん自身が今度ね、代わられるっていうんであれですけども、やっぱりね、何か、これでいいのかなっていうのがね、不安が残ります。大事な仕事ですからね。中に不和があったら、もう話になりませんからね。みんな一致団結して何か事に当たろうという職場ですから、だからそこら辺、町長さんも重々、お含みいただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 埴谷議員から大変大事な点の御質問もいただきました。このことについて議員の皆さんとこへ、そういった親展でお手紙が行ってるということは伺っておりますが、その中身については親展でありますので、我々は承知はしておりませんけれども、ホームページへ、そういう先ほど副長が申し上げた短いメールが来ましたが、そのメールを短いからといって無視するのではなくて、それに基づいて、もうすぐに1回署内で調査をしてくださいっていうことは、すぐ消防長に言うて、消防長から調査していただいたと。その3点というのは、さっきから言うてるように、暴力行為があったと。居眠りを、部下に押しつけると、そういう3点のはあって、それでそのアンケートを取った中での暴力行為に近い行為があったということで、それが公益通報として受け付けて、そして委員会で調査して、さらに懲戒へっていうふうに移っていったわけなんですけど、特にこのことについては、やはりそういうことがあれば、ちょっとした暴力行為も許さない職場をつくっていくと、そういうことはきちっとしなければ、頑張ってる職員に対しても示しがつかんっていうこともあって、やはりそういう暴力行為は許さないという、そういった大きな意識で公益通報、そしてまた懲戒審査、懲戒処分ということにいたしましたので、これによって、ある意味では署内でも、やはり何かあったときにはきちんとした処分が下されるんやなということは、若い職員たちも認識されたんではないかなというふうに思っておりますので、今後もこういうことが起こらないような形で、もちろん消防本部も含めて、役場庁舎、役場のほうも同じでございますので、適正に執行していきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で埴谷高夫議員の質問を終了いたします。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日6日午前9時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長(美野勝男) 本日は、これをもって散会します。

(午後 2時48分)